

(九) 第七十一條「譯者註九」に於て「控訴(第六十八條第一號)」の字句に代ふるに、「刑事訴訟法第三百五條<sup>a</sup>に依り提起したる抗告又は控訴(第六十八條第一號、第一號<sup>a</sup>)」の字句を以てす。  
 「譯者註九」 第七十一條の現行法文左の如し。

上訴提起の手数料(第六十九條)は之を控訴辯明書の手数料(第六十八條第一號)及び上告理由書の手数料(第六十八條第二號)に通算す。

(十) 第七十三條第一項「譯者註十」に於て「公訴參加人」の語の次に、「沒收利害關係人」の語を挿入し、「管理官廳」の語の次に於て「(刑事訴訟法第四百二十四條)」の語を削除す。

「譯者註十」 第七十三條第一項の現行法文左の如し。

私的起訴原告、公訴參加人又は行政官廳(刑事訴訟法第四百二十四條)の代理の手数料に關しては、辯護の手数料に關する規定を準用す。

(十一) 第七十五條「譯者註十一」に於て第二號に於て「償金」の語に代ふるに、「損害賠償又は返還」の字句を以てし、「第四百六十三條及び第四百六十四條」の指示に代ふるに、「第四百六條及第四百六十四條第二項」の指示を以てす。

「譯者註十一」 第七十五條の現行法文左の如し。

左の各號の一に該當する代理については辯護士は、第二章の規定(第二十三條)の標準に従つて特

に手数料を受く。(一) 賠償すべき費用の確定の爲にする手續に於ける代理(刑事訴訟法第四百六十四條第二項)(二) 償金又は費用の賠償に關して行はれたる裁判に基く強制執行に於ける代理(刑事訴訟法第四百六十三條及び第四百六十四條)。

第九十條 執達吏手数料規則は左の如く之を改正す。

(一) 第十二條第一項に於て「拘留」の語を削る。

(二) 第十五條に於て「日曜又は祭日」の字句に代ふるに、「日曜又は國家の承認したる一般の祭日」の字句を以てす。

(三) 第二十七條第一號に於て「刑事訴訟法」の語の次に、「又は行刑法第十八條第一項第二段」の字句を挿入す(原註)。

〔原註〕 行刑法草案第十八條第一項は左の第二段を追加せらるべきものとす。曰く、「此の執行の場合に於ける手續については最上級司法行政官廳は送達の立證の爲に、刑事訴訟法第三十七條に依り必要とする所より遙に簡單なる形式を認むることを得」。

第九十一條 證人及び鑑定人手数料規則第二十條第二項に於て、「第三百四條」の次に、「第三百五條、第三百六條」の字句を挿入す。

## 第四章 營業上の権利保護及び著作権に関する國法の改正

## 第九十二條

一九二二年十月二十一日の法律及び一九二三年十二月二十一日の命令の法文に於ける一八七六年一月十一日の意匠及び雛型に関する著作権法第十四條は左の如き法文を執る〔原註〕。

一九一〇年五月二十二日の法律の法文に於ける一九〇七年一月九日の造形美術及び寫眞の製作品に関する著作権法第三十一條、第三十二條、第三十六條乃至第三十八條、第四十一條乃至四十四條、第四十六條乃至第四十八條、第五十條に於ける規定は、裝飾意匠に関する著作権にも之を準用す。然れども貯藏の模造品及び違法の複製の爲にする装置は之を滅却することを爲さずして、所有者の費用を以て且其の選擇に従つて或は其の権利侵害の形式を脱却せしめ、又は保護期間の満了するまでの間官に於て之を保管することす。

前掲法律第三十二條に依り刑を言渡したるときは、同時に被害者に對し判決を以て受刑者の費用を以てして有罪の言渡を公告するの權限を與ふ。

前掲法律第四十六條に依り意匠又は雛型の模造に關する鑑定を爲すを要する鑑定人會は美術家、種々の營業部門の營業者、及び其の他の裝飾意匠事業に通曉したる者を以て之を組織すへし。鑑定人會か前掲法律第四十六條第二項に依り仲裁裁判所として裁判を爲すを要するときは、當事者雙方の一致し

たる申立に基き、鑑定人會に屬せざる二人の陪席員鑑定人會に参加するものとし、此の二人は當事者雙方に於て各其の一人を指名す。

〔原註〕 之については一九二八年二月四日の營業上の権利保護に關する法律の改正法案參照。

第九十三條 一九二三年十二月七日の告示及び一九二六年三月二十六日の法律第二條の法文に於ける一八九一年四月七日の特許法は左の如く之を改正す。

(一) 第三十五條に於て第一項に代ふるに左の規定を以てす。

第四條及び第五條の規定に違反して發明を利用したる者は、被害者に於て不作爲を要求することを得。

故意又は過失に因り此の行爲を爲したる者は、被害者に對して是より生したる損害を賠償するの義務を負ふ。

(二) 第三十六條に於て

(a) 第一項に於て「wissenschaftlich」の字句に代ふるに、「vorsatzlich」の語を以てす。

(b) 第三項に於て第二段を削除す。

(三) 第三十七條及び第四十條を削除す。

第九十四條 一九二三年十二月七日の告示の法文に於ける一八九一年六月一日の實用意匠保護法は左の如

く之を改正す〔原註〕。

〔原註〕 之については一九二八年二月四日の營業上の權利保護に關する法律改正法草案參照。

(一) 第九條に於て第一項に代ふるに左の規定を以てす。

第四條及び第五條の規定に違反して實用意匠を利用したる者は、被害者に於て不作爲を要求することを得。

故意又は過失に因り此の行爲を爲したる者は、被害者に對し是より生したる損害を賠償するの義務を負ふ。

(二) 第十條に於て

(a) 第一項に於て「widerlich」の字句に代ふるに、「vorsätzlich」の語を以てす。

(b) 第三項に於て第二段を削除す。

(三) 第十一條を削除す。

第九十五條 一九二三年十二月七日の告示、一九二五年三月二十一日の法律及び一九二六年三月二十六日の法律第三條の法文に於ける一八九四年五月十二日の商標保護法は左の如く之を改正す〔原註〕。

〔原註〕 之については一九二八年二月四日の營業上の權利保護に關する法律改正法草案を參照すべし。

(一) 第十四條乃至第十六條に代ふるに左の規定を以てす。

第十四條 營業上の取引に於て商品又は其の包装若は包被若は廣告、價格表、營業上の信書、推薦書、計算書又は之に類似の物に違法に他人の姓名若は商號又は本法上保護せらるる商標を附したる者、又はかくの如く違法に標識したる商品を取引に供し、又は陳列したる者は、被害者に於て不作爲を要求することを得。

故意又は過失に因り前項の行爲を爲したる者は、被害者に對し之に因つて生したる損害を賠償するの義務を負ふ。

故意に第一項の行爲を犯したるときは、犯人は罰金又は六箇月以下の禁錮を以て罰す。

第十五條 營業上の取引に於て商品又は其の包装若は包被若は廣告、價格表、營業上の信書、推薦書、計算書又は之に類似の物に違法に、關係取引範圍内に於て同一又は同種の他人の商品の標識として認めらるる裝飾を加へたる者、又はかくの如く違法に標識したる商品を取引に供し若は陳列したる者は、此の他人に於て不作爲を要求することを得。

故意又は過失に因り前項の行爲を爲したる者は、此の他人に對し之に因つて生したる損害を賠償するの義務を負ふ。

故意に第一項の行爲を犯したるときは、犯人は罰金又は三箇月以下の禁錮を以て罰す。

第十六條 營業上の取引に於て故意又は過失に因り商品又は其の包装若は包被に、商品の原産地、性質又は價額に關する虚偽の報告にして錯誤を喚起するに適したるものを附したる者、又は故意にかくの如く表示したる商品を流通せしめ若は陳列し、又は廣告、營業上の書類若は之に類似の物に錯誤を導く報告を掲けたる者は、其の爾他の規定に依り重き刑に該るにあらざる限りは一萬馬克以下の罰金を以て罰す。

地理上の名稱を包含するか、又は地理上の名稱を認知せらるるも、然も其の本來の意義は失はれて、營業上の取引に於ては専ら商品名又は性質の報告としての用を爲す名稱は、前項の規定に所謂原産地に關する虚偽の報告と看做すべからず。

(二) 第十七條に於て

(a) 第一段に於て「受く」の語に代ふるに、「要す」の語を以てし、「差押及び没収」の語に代ふるに「差押へ及び没収する」の字句を以てす。

(b) 第二段に代ふるに左の規定を以てす。

差押及び没収は關稅及び租稅官廳に於て之を行ふものとし、沒收及び其の確定については國公課法第三百五十九條、第三百八十五條乃至第四百四十二條を準用す。

(三) 第十八條を削除す。

(四) 第十九條に於て

(a) 第一項に於て「十八」の數字及び其の前後の句點を削る。

(b) 第二項に於て第二段を削る。

第九十六條 一九一〇年五月二十二日の法律の法文に於ける一九〇一年六月十九日の文學上及び音樂上の作品に關する著作権法は左の如く之を改正す。

(一) 第三十八條に於て

(a) 第二項に於て「罰金」の語の前に、五百馬克以下の」の字句を挿入す。

(b) 第三項を削る。

(二) 第四十條を削る。

(三) 第四十六條に於て「刑事訴訟手續に於て」の字句に代ふるに、「繫屬せる刑事訴訟手續に於て」の字句を以てす。

(四) 第四十七條に於て第二項は左の如き法文を執る。

権利者か刑事訴訟手續に於て見本又は裝置の滅却を求むる申立を爲したるときは、此の権利者は公訴參加人の地位を與へらるるものとす。

第九十七條 一九一〇年五月二十二日の法律の法文に於ける一九〇七年二月九日の造形美術上及び寫眞上

の作品に關する著作権法は左の如く之を改正す。

- (一) 第三十二條に於て
- (a) 第二項に於て「罰金」の語の前に「五百馬克以下の」の字句を挿入す。
- (b) 第三項を削る。

(二) 第三十五條を削る。

(三) 第四十二條に於て「刑事訴訟手續に於て」の字句に代ふるに、「繫屬せる刑事訴訟手續に於て」の字句を以てす。

(四) 第四十三條に於て第二項は左の如き法文を執る。

権利者が刑事訴訟手續に於て見本又は装置の滅却を求むる申立を爲したるときは、此の権利者は公訴參加人の地位を與へらるものとす。

第九十八條 不正競争取締法は左の如く之を改正す。

(一) 第四條第一項に於て「*wirtschaftlich*」の語を削る。

(二) 第二十條は左の如き法文を執る。

第二十條 競争の目的の爲に他人を第十七條第二項又は第十八條に對する犯罪に誘導したる者は、一年以下の禁錮又は罰金を以て罰す。

(三) 第二十三條第二項に於て「一定の期間内に」の字句を削除す。

(四) 第二十六條を削除す。

#### 第五章 商法、通貨、銀行及び取引所制度に關する國法の改正

第九十九條 商法典は左の如く之を改正す。

(一) 第三百十二條「譯者註二」を削除す。

〔譯者註一〕 商法第三百十二條の現行法文左の如し。

取締役又は監査役又は清算人其の意圖を以てして會社の不利益に行爲を爲したるときは禁錮を以て罰し、同時に二萬馬克以下の罰金に處す。(第二項) 同時に公權の喪失を言渡すことを得。(第三項) 減輕事情を存するときは、罰金のみを言渡すことを得。

(二) 第三百十三條「譯者註二」第一項第一號、第二號及び第三號及び第三百十四條「譯者註二」第一項に於て、それぞれ *wirtschaftlich* の語を削る。

〔譯者註二〕 ここに列擧したる商法の現行法文左の如し。

第三百十三條 左の各號の一に該當する者は禁錮を以て罰し、同時に二萬馬克以下の罰金に處す。(一) 發起人又は取締役又は監査役會社を商業登記簿に登記するの目的を以て資本金の申込又

は拂込、株式發行の價額、又は第百八十六條に規定したる確定に關して故意に *wissentlich* 虚偽の記載を爲したるとき。(二) 第二百三條に記載したる株式の公告に於て上掲の事實に關して故意に *wissentlich* 虚偽の記載を爲したる者。(三) 取締役又は監査役資本金の増加を商業登記簿に登記するの目的を以て從來の資本金の拂込、又は増加資本金の申込若は拂込に關して、又は株式發行の價額に關して、又は第二百七十九條に記載したる確定に關して故意に *wissentlich* 虚偽の記載を爲したるとき。(第二項) 同時に公權の喪失を言渡すことを得。(第三項) 減輕事情を存するときは、罰金のみに處す。

第三百十四條第一項 取締役又は監査役又は清算人故意に *wissentlich* 左の各號の一に該當する行爲を爲したるときは、一年以下の禁錮を以て罰し、同時に二萬馬克以下の罰金に處す。

(三) 第三百十五條「譯者註三」は左の如き法文を執る。

第三百十五條 取締役として、清算人として、又は監査役として故意又は過失に因り會社か三箇月上監査役會を有せざるの状態に在ること、又は監査役會に於て三箇月以上決議資格の爲に必要な員數の監査役を缺くことを妨止するを懈怠したる者は、三箇月以下の禁錮を以て罰す。

取締役として、又は清算人として第二百四十條第二項又は第二百九十八條第二項の規定に反して故意又は過失に因り、破産手續の開始を申立つることを懈怠したる者の處罰亦前項に同じ。

「譯者註三」 第三百十五條の現行法文左の如し。

左の各號の一に該當する者は三箇月以下の禁錮を以て罰し、同時に五千馬克以下の罰金に處す。

(一) 取締役又は清算人並に監査役三箇月以上會社をして監査役會を缺く状態に在らしめたるとき、又は監査役會に於て決議資格の爲に必要な員數の監査役を缺如たらしめたるとき。(二) 取締役又は清算人第二百四十條第二項及び第二百九十八條第二項の規定に反して破産手續の開始を求むる申立を爲さざるとき。(第二項) 減輕事情を存するときは罰金のみに處す。(第三項) 監査役の選任若は補充又は手續の開始を求むる申立か本人の責任にあらずして行はれざりしことの確定せられたりし者は無罪とす。

(四) 第三百十六條「譯者註四」に於て *wissentlich* の語及び「其の偽造又は變造なるを知り乍ら」の字句を削除し、「かくの如き」の語に代ふるに「偽造又は變造の」の字句を以てす。

「譯者註四」 第三百十六條の現行法文左の如し。

株券又は假株券の供託に關して總會に於ける表決權の立證の爲に供せらるべき證明書を故意に *wissentlich* 偽造若は變造し、又は其の偽造若は變造なるを知り乍ら表決權の執行の爲にかくの如き證明書を行使したる者は一年以下の禁錮を以て罰し、同時に一萬馬克以下の罰金に處す。之に併せて公權の喪失を言渡すことを得。減輕事情を存するときは罰金のみに處す。

(五) 第三百十八條〔譯者註五〕に於て  
 (a) 第一段に於て「各株券につき……」より「千馬克を下らざる罰金を以て罰す」までの字句に代ふるに、「十萬馬克以下の罰金を以て罰す」の字句を以てす。

(b) 第二段に於て *wissenschaftlich* の語を削る。

〔譯者註五〕 第三百十八條の現行法文左の如し。

自己に於て代理の權限を有するにあらざる他人の株式を、本人の許諾を得ることなくして總會に於ける表決權の執行、又は第二百五十四條、第二百六十四條、第二百六十六條、第二百六十八條、第二百七十一條、第二百九十五條、第三百九條に記載したる權利の一の執行の爲に利用したる者は、各株券毎に十馬克乃至三十馬克、然も千馬克を下らざる罰金を以て罰す。對價と交換的に他人の株券を借り、此の他人に代つて上記の權利の一を執行したる者、並に株券を貸與することに依つて故意に *wissenschaftlich* 之に協力したる者の刑亦同し。

(六) 第五百二十五條第二項に於て「其の供述を宣誓する」の字句に代ふるに、「眞實開示の義務を引合として其の供述の正確完全を保證する」の字句を以てす。

第百條 有限責任會社に關する法律は左の如く之を改正す。

(一) 第八十二條に於て第一號、第二號及び第三號に於てそれぞれ「*wissenschaftlich*」の語を、第一號に於て

更に「及び社員」の語を削る。

(二) 第八十三條及び第八十四條は左の如き法文を執る。

第八十三條 有限責任會社の業務執行員として破産法第二百三十九條乃至第二百四十一條に依り刑を規定したる行爲を犯したる者は、會社か支拂を停止したる場合、又は其の財産に關して破産手續の開始ありたる場合には此の規定に従つて處罰す。

第八十四條 有限責任會社の業務執行員として又は清算人として第六十四條、第七十一條第一項の規定に反して故意又は過失に因り、破産手續の開始を申立つることを懈怠したる者は、三箇月以下の禁錮を以て罰す。

第百二條 營利組合及び經濟組合に關する法律は左の如く之を改正す。

(一) 第四百六條を削る。

(二) 第四百七條第一項に於てそれぞれ「*wissenschaftlich*」の字句を削る。

(三) 第四百八條は左の如き法文を執る。

第四百八條 理事又は監事又は清算人として故意又は過失に因り、組合か三箇月以上監事會を缺くの状態に在ること、又は監事會に於て三箇月以上決議資格の爲に必要な數の監事の缺如たることを妨止するを懈怠したる者は、三箇月以下の禁錮を以て罰す。

理事として、又は清算人として第九十九條、第一百十八條、第四百十條の規定に反して故意又は過失に因り、破産手續の開始を申立つることを懈怠したる者の處罰亦前項に同し。

(四) 第一百五十條は左の如き法文を執る。

検査協會の理事として第五十九條第二項に依る集會を届出つることを懈怠したる者は、一萬馬克以下の罰金を以て罰す。

(五) 第五十二條第一項に於て「*weisandlich*」の語に代ふるに、「*Vorzugslich*」の語を以てす。

第二百二條 一九一一年十二月二十日、一九一七年十月二十四日の各法律、一九二〇年四月二十九日の命令及び一九二一年十二月三十日、一九二三年七月十九日及び一九二六年七月十五日の各法律の法文に於ける一九〇一年五月十二日の私營保險業法は左の如く之を改正す。

(一) 第五條、第六條、第七條及び第一百一一條に於てそれぞれ「*weisandlich*」の語を削る。

(二) 第八條に於て第三項を削る。

(三) 第九條は左の如き法文を執る。

第九條 株式保險會社、相互保險會社、第二百二條に記載したる種類の登記したる組合又は社團の取締役、理事又は清算人として故意又は過失に因り第六十八條第二項の規定に反して、監督官廳に同條規定の届出を爲すことを懈怠したる者は、三箇月以下の禁錮を以て罰す。

(四) 第十條を削除す。

(五) 第十二條は左の如き法文を執る。

第十二條 相互保險會社の取締役又は清算人として破産法第二百三十九條乃至第二百四十一條に依り刑を規定したる行爲を犯したる者は、該會社が支拂を停止したる場合、又は其の財産に關して破産手續の開始ありたる場合には、此の規定に従つて之を罰す。

第十三條 一九二三年十一月二十一日の命令の法文に於ける一八九六年七月五日の他人の有價證券を保管する場合に於ける商人の義務に關する法律は左の如く之を改正す。

(一) 第九條に於て

(a) 第一項に於て「刑法典第二百四十六條の場合の外」の字句に代ふるに、「獨逸普通刑法典第三百三十三條及び第三百三十四條の場合を除外し」の字句を以てす。

(b) 第三項に代ふるに左の規定を以てす。

犯人が被害者の親屬（獨逸普通刑法典第十條）なるときは、此の犯罪行爲は被害者の請求ありたる場合に限り之を訴追す。特に輕微なる場合に於ては裁判所は刑を免除することを得。

(二) 第十條乃至第十二條は左の如き法文を執る。

第十條 商人第一條第一號又は第二號の規定に違反し、之に因つて自己に於て保管すべき有價證券の



別除を求むる請求權に關して權利者に不利益を與へたるるとき、又は問屋業者として第三條若は第五條の規定に違反し、之に因て自己に於て買入れ、交換し又は收得したる有價證券の別除を求むる請求權に關して權利者に不利益を與へたるときは、其の自己か支拂を停止したる場合、又は自己の財産に關して破産手續の開始ありたる場合にあつては、二年以下の禁錮を以て罰す。

第十一條 商人自己の支拂不能中又は負債超過中自己か自己の商業の經營に於て、受寄者、質權者又は問屋業者として保管せる他人の有價證券を自己又は他人に違法に領得したるときは、其の自己の支拂を停止したる場合、又は自己の財産に關して破産手續の開始ありたる場合にあつては、懲役を以て罰す。

第十二條 株式會社の取締役として又は登記したる組合の理事として、有限責任會社の業務執行員として、又は商事會社若は登記したる組合の清算人として、會社若は組合の占有中なるか、又は會社若は組合に於て第三者に引渡したる有價證券に關して、第九條に刑を規定したる行爲を犯したる者は、第九條に依つて之を罰す。

本條第一項に記載したる者第一條第一號若は第二號の規定、又は第三條若は第五條の規定に違反して、之に因つて會社若は組合に於て保管すべき有價證券、又は會社若は組合に於て買入れ、交換し又は收得したる有價證券の別除を求むる請求權に關して權利者に不利益を與へたる者はすへて第十條に依つて之を處罰す。

本條第一項に記載したる者會社又は組合の支拂不能又は負債超過中、會社又は組合の受寄者、質權者又は問屋業者として保管したる他人の有價證券を、自己又は他人に領得したるときは、すへて第九十一條に依つて之を處罰す。

第二項及び第三項の場合にあつては犯罪行爲は、會社又は組合か其の支拂を停止したるとき、又は其の財産に關して破産手續の開始ありたる場合に限り有罪とす。

第一百四條 一九一四年五月十四日の法律の法文に於ける一八九九年十二月四日の債券所有者の共通の權利に關する法律第二十二條第一項に於て、「*weiterhin*」の語を削る。

第一百五條 一八七一年六月八日の割増金付無記名證券に關する法律第六條第一項に於て、「罰金に處せらるるものとし」より「……算すべきものとす」に至るまでの字句に代ふるに、「一年以下の禁錮又は十萬馬克以下の罰金を以て罰す」の字句を以てす。

第一百六條 一九二三年七月十四日、一九二六年一月二十六日及び一九二七年十二月二十一日の法律の法文に於ける一八九九年七月十三日の不動産銀行法は左の如く之を改正す。

(一) 第三十六條に於て

(a) 「*absichtlich*」の語を削除す。

(b) 「刑法典第二百六十六條」の字句に代ふるに、「獨逸普通刑法典第三百四十八條」の字句を以てす。  
 (二) 第三十七條第一項及び第二項に於てそれぞれ「wissenlich」の字句を削る。

第百七條 一九二四年八月三十日の私設銀行券發行銀行法は左の如く之を改正す。

(一) 第二十八條に於て、

(a) 第一號に於て「wissenlich」の語を削る。

(b) 第二號に於て「罰金……」より「……算す」までの字句に代ふるに、「五千馬克以上十萬克以下の罰金を以て罰す」の字句を以てし、「無罪たる……」より「……行はれたる」までの字句を削除す。

(c) 第三號に於て「罰金……」より「……算す」までの字句に代ふるに、「五百馬克以上十萬馬克以下の罰金を以て罰す」の字句を以てす。

(二) 第二十九條を削除す。

第百八條 價值不動の紙幣發行の爲の銀行の設立に關する一九二三年十月十五日、一九二三年十一月十四日の命令の暫定施行規則は左の如く之を改正す。

(一) 第五十三條を削除す。

(二) 第五十四條に於て「wissenlich」の語を削除す。

(三) 第五十五條に於て

(a) 第二項を削除す。

(b) 新しき第二項（従來の第三項）に代ふに左の規定を以てす。

此の犯罪行爲はレンテン銀行總裁、國政府の委員（第七條）、又は自己の利益を侵害せられたる者の請求ありたる場合に限り之を訴追す。

第百九條 一九二四年八月三十日、一九二四年十月二十八日の工業負擔に關する法律（工業負擔法）第一回施行細則第二十三條は左の如く之を改正す。

(一) 第二項を削除す。

(二) 新しき第二項（従前の第三項）は左の如き法文を執る。

此の犯罪行爲は獨逸工業債務銀行總裁、企業者の負擔の負擔を管轄する財務署長又は自己の利益を侵害せられたる企業者の請求ありたる場合に限り之を訴追す。

第百十條 一九二四年八月三十日の貨幣法第十四條に左の第四項を追加す。

大藏長官に於て第一項第二號に依り制定したる規定に適合せざる物體、及び大藏長官に於て第一項第三號に依り全然流通を禁止したる外國貨幣は、其の何人に屬するを問はず、特定人に對して刑事訴訟手續の開始ありたる否と、第三項に對する違反行爲の認定ありたる否とを問はず、之を沒收する

ことを得。

第百十一條 左の各條を廢止す。

- (一) 國庫證券の作製に使用したる用紙の權限なき模造に對する保護に關する法律第二條及び第三條、
- (二) 國銀行券の作製に使用したる用紙の權限なき模造に對する保護に關する法律第二條及び第三條、
- (三) 一九二三年六月二十三日の價值不動の無記名債券の發行に關する法律第二條、
- (四) 一九二四年三月二十八日の命令の法文に於ける一九二三年十二月十七日のレンテン銀行令第二次施行細則第六條、
- (五) 國及び邦の公債證書の作製に使用したる用紙の權限なき模造に對する保護に關する法律第二條及び第三條、
- (六) 取引所法第九十五條第一項第二號。

#### 第六章 營業法及び労働法に關する國法の改正

第百十二條 獨逸國營業條例は左の如く之を改正す。

- (一) 第四十二條b第三項に於て第二段は左の如き法文を執る。

然れども第五十九條第一號及び第二號に記載したる生産物及び商品に以てする營業の經營は、第五

十七條第一項第一號、第三號、第四號、第二項乃至第五項の規定を準用して禁止し、第六十條b第二項及び第六十條。第二項の標準に従つて制限し、第六十條b第三項に従つて禁することを得。

- (二) 第四十三條に於て

(a) 第二項に於て「第五十七條第一號、第二號、第四號」の字句に代ふるに、「第五十七條第一項第一號、第四號」の字句を以てす。

(b) 第六項を削除す。

- (三) 第四十四條aに於て

(a) 第三項に代ふるに左の規定を以てす。

身分證明書は其の是か附與を求むる申立を爲したる者につき、第五十七條第一項第一號、第三號、第四號、第二項乃至第五項に依り、行商免許狀 *Wandergewerbechein* を拒絕するの結果を伴ふべかりし條件の該當する場合には、之を拒絕すべく、第五十七條第六項を準用す。其の場合にあつては第五十七條b第二號に依り行商免許狀の拒絕を是認せしむべき事實を存する場合に限り之を拒絕することを得。

(b) 第四項に於て「其の附與の當時第五十七條第一號乃至第四號に記載したる條件の一を存したること」の字句に代ふるに、「第五十七條第一項第一號、第三號、第四號、第二項乃至第五項に依り行商

免許状を拒絶することを必要とすへき条件の一を存するものにして、此の条件は身分證明書の附與の當時既に之を存したること」の字句を以てし、第二段として左の規定を追加す。

第五十八條第二項を準用す。

(四) 第五十七條に於て

(a) 第二號を削除す。

(b) 第三號に於て「及び服役を了して以來未だ三年を経過せざる」と云ふ字句を削除す。

(c) 第二項乃至第六項として左の規定を追加す。

第一項第三號の場合に於ては自由刑の執行せられ若は時効に罹り又は免除せられ、又は罰金に換刑せられたる日以来三年を経過したるときは、行商免許状の拒絶を許さず。

考試期間經過の後全然刑を免除せられたるときは、本條第二項の期間は有罪の言渡の當日を以て其の進行を開始す。考試期間の後刑の殘餘を免除せられたるときは、期間は受刑者か刑としての勾留より釋放せられたる當日を以て其の進行を開始す。

刑と併科して自由の剝奪を伴ふ矯正及び保安の處分を命せられたるときは、第二項の期間は刑及び處分の完結したるときを以て初めて其の進行を開始す。

考試期間經過の後全然處分を免除せられたるときは、此の處分は第四項の精神に於ては考試期間

の允許せられたる當日を以て完結したるものと看做し、考試期間經過の後處分の殘餘を免除せられたるときは、此の處分は受刑者か考試期間付にて官廳の監置より放免せられたる當日を以て完結したるものと看做す。

行商免許状は案件の特殊の事情上拒絶か不公平なる苛酷を意味すへきときは、第二項に規定したる期間の經過するに先たち既に之を附與することを得。

(五) 第五十七條bに於て第二號に代ふるに左の規定を以てす。

(一) 申請者か履歴に於てする營業の經營の特殊の關係にとつて必要な信憑性を有せざることを明かにするに足る事實を存するとき、

(六) 第五十八條の左の如き法文を執る。

第五十七條第一項第一號、第三號、第四號、第五十七條a又は第五十七條bに記載したる条件の一にして、免許状附與の當時既に之を存し居たりしも、官廳には知られずにありたりしもの、又は免許状附與の後に至つて初めて之を發生するに至りたるものを存すること明白となりたるときは、行商免許状は之を取消すことを得。第五十七條第二項乃至第五項を適用す。

條件を附して刑を免除せられたること、條件を附して刑の執行を猶豫せられたること、又は刑と併科して言渡されたる自由の剝奪を伴ふ矯正及び保安の處分の猶豫せられたることを斟酌して、第五

十七條第六項に基き行商免許狀を附與したるときは、其の附與の基礎となる特典の取消されたる場合には行商免許狀を取消すことを得。

(七) 第五十九條<sup>a</sup>は左の如き法文を執る。

第五十九條<sup>a</sup> 第五十九條第二號乃至第三號の場合に於て、第五十七條第一項第一號、第三號又は第四號、第二項乃至第五項に依り行商免許狀を拒絶することを必要とすへき條件の一を具備するときは、營業の經營を禁止することを得。

(八) 第九十三條<sup>b</sup>及び第三百三條<sup>b</sup>(<sup>a</sup>)に於いて、第一號及び第二號はそれぞれ左の如き法文を執る。

(一) 刑事裁判所の有罪の言渡に因つて公職に就任し、又は公の事項に於て選舉を爲し若は表決を行ふ資格を喪失したる者此の資格喪失の期間中、

(二) 公職就任資格又は選舉權若は表決權の喪失の結果を伴ふことあるへき重罪又は輕罪に基く公判を命せられたる者、

(九) 第二百二十三條第一項第二號に於て「横領」の語の次に「不當の領得」の語を、「詐欺」の語の次に「背任の」語を挿入す。

(十) 左の各號の規定を削除す。

(a) 第四百四十五條、

(b) 第四百四十五條<sup>a</sup>第一項第二號に於て第二段、

(c) 第四百四十六條に於て第二項乃至第四項、

(d) 第四百四十六條<sup>a</sup>に於て第二項、

(e) 第四百四十七條に於て第二項、

(f) 第四百四十八條に於て第一項第四號<sup>a</sup>に於て「刑法第三百六十條第十二號、第三百六十七條第十六號の場合を除き」の字句及び第二項、

(g) 第四百四十九條に於て第二項、

(h) 第四百五十條、第四百五十條<sup>a</sup>に於てそれぞれ「此の法律違反の各場合につき」の字句。

(十一) 第四百四十八條第一項に於て第六號及び第十號に於てそれぞれ「wisentlich」の語に代ふるに、「vorätzlich」の語を以てす。

第百十三條 海員法を左の如く改正す。

(一) 第九十三條第三項に於て「刑法第二百九十八條に規定したる」の字句を削除す。

(二) 第九十五條に於て末文に代ふるに、「罰金を以て之を罰す」の字句を以てす。

(三) 第九十六條に於て

(a) 第一項に於て最初の字句を「海員又は船舶士官左の各號の一に該當するときは罰金を以て罰す」

と構成す。

(b) 第三項を削除す。

(四) 第九十七條を削除す。

(五) 第一百五條に於て

(a) 第一項に於て「刑を規定の長期又は多額の二倍にまで引上ぐることを得」と云ふ字句に代ふるに、「刑は禁錮とす」と云ふ字句を以てす。

(b) 第二項に於て「三箇月を下らざる……」より「……五年以下の懲役」までの字句に代ふるに、「三箇月を下らざる禁錮を以て罰す。特に重き場合には刑は五年以下の懲役とす」の字句を以てす。

(六) 第七條第二項に於て、及び第一百四條第二項に於て、「刑法第二百七十一條」の指示に代ふるにそれぞれ「獨逸普通刑法第二百四條」の指示を以てす。

(七) 第十三條に於て最初の法文は左の如き字句を執る。

船長故意又は過失に因り……たるときは、三箇月以下の禁錮又は罰金を以て罰す。

(八) 第二十一條に於て

(a) 第一項に代ふるに左の規定を以てす。

第九十三條乃至第九十九條は行爲地法の如何に關係なく、外國に於ける所犯に係る犯罪行爲に對しても之を適用す。

(b) 第二項に於て「刑事訴追の時効は此の場合にあつては……の日を以て初めて其の進行を開始す」と云ふ字句に代ふるに、「第一項の場合に於ては有罪性の時効は……の日まで休止す」の字句を以てす。

(c) 第三項を削除す。

(九) 第二十三條第一項に於て第二段は左の如き法文を執る。

證人及び鑑定人の宣誓並に眞實開示の義務を引合としての保證を爲すことを得す。

第一百四條 一九二五年七月三十一日の法律の法文に於ける一九〇三年三月三十日の營業上の經營に於ける兒童の勞働に關する法律は左の如く之を改正す。

(一) 第二十三條に於て、

(a) 第一項に於て「又は六箇月以下の禁錮を以て」の字句を追加挿入し、冒頭に「故意又は過失に因り」の字句を挿入す。

(b) 第二項及び第三項を削除す。

(二) 第二十四條第二項、第二十五條第二項及び第二十八條を削除す。

第一百五條 一九一〇年六月二日の職業周旋業法第十二條第三項を削除す。

第十六條 一九二三年一月十二日の告示、一九二四年二月十三日の命令第三十三條、一九二六年七月八日の法律、一九二六年十二月二十三日の勞働裁判所法第一百四條及び一九二七年七月十六日の法律第二百四十六條の法文に於ける重傷者の使役に關する法律第十八條は左の如く之を改正す。

(一) 第一項に代ふるに左の規定を以てす。

私人たる僱主此の法律の規定に違反したるときは、一萬馬克以下の罰金を以て罰す。

此の犯罪行為は中央保護所の請求ありたる場合に限り之を訴追す。

(二) 從來の第二項を削除す。

(三) 第三項に於て「僱主か……を立證したるときは、償金を確定することを得す」と云ふ字句に代ふるに、「……は、僱主は無罪とす」の字句を以てす。

第十七條 一九二三年六月三十日の告示の法文に於ける家内勞働法は左の如く之を改正す。

(一) 第四十九條に於て

(a) 第一項に於て「何人と雖」の次に「故意又は過失に因り」の字句を挿入し、第一號に於て「罰金」の語の次に「又は六箇月以下の禁錮を以て」の字句を挿入す。

(b) 第二項及び第三項を削除す。

(二) 第五十條に於て

(a) 第一項第二號に於て「其の設備又は經營の……を自己に於て知れるか、又は事情上推知したるに相違なき」の字句に代ふるに、「其の設備又は其の經營の……」の字句を以てす。

(b) 第二項を削除す。

第十八條 職業紹介及び失業保險に關する法律を左の如く改正す。

(一) 第七十一條第一段に於て「宣誓訊問を除外して」の字句を削除し、文章の末尾に左の後半句を連續せしむ。

證人及び鑑定人の宣誓竝に眞實開示の義務を引合としての保證を爲すことを得す。

(二) 第二百五十八條に於て「何人と雖」の次に「故意又は過失に因り」の字句を挿入す。

(三) 第二百六十八條を削除す。

(四) 第二百七十一條第一項に於て「故意又は過失に因り」の字句を削除す。

第十九條 金銀製品の標準含有量に關する一八八四年七月十六日の法律第九條は左の如く之を改正す。

(一) 第一項に於て

(a) 「何人と雖故意又は過失に因り」の字句を追加す。

(b) 第一號乃至第四號に於てそれぞれ「何人と雖」の語を削除す。

(二) 第二項に左の第二段を追加す。

此の犯罪行為の過失に因る所犯ありたる場合亦同し。

第二百二十條 一九二六年六月二十九日の法律の法文に於ける一九二三年六月十一日の貴金屬、寶石及び眞珠の取引に關する法律は左の如く之を改正す。

(一) 第三條第三項に於て「第一項、第二項の場合に於ては」の字句を追加挿入す。

(二) 第四條及び第五條を削除す。

第二百二十一條 一九二八年三月三十一日及び十二月二十八日の法律の法文に於ける一九二六年七月二十三日の卑金屬の取引に關する法律は左の如く之を改正す。

(一) 第十六條第三項に於て「其の犯人に屬せざる場合及び犯罪行為か過失に因る所犯に係る場合にあつても尙ほ」の字句を追加挿入す。

(二) 第十七條及び第十八條を削除す。

第二百二十二條 一九二五年八月十日の告示の法文に於ける家畜及び食用肉を以てする取引に關する法律第七條に於て、「何人と雖」の語の次に「故意又は過失に因り」の字句を挿入す。

第二百二十三條 一九二四年二月六日及び一九二四年六月二十六日の命令、一九二六年七月十九日の法律第二條及び一九二七年七月五日の法律第二十四條の法文に於ける一九二三年七月十三日の商業制限に關す

る命令第二十八條に於て、第三號に於て「自己か………を知れるか、又は事情上推知したるに相違なき」の字句を削除す。

第二百二十四條 一九二三年七月十三日の報告義務に關する命令は左の如く之を改正す。

(一) 第五條第二段に於て「官公吏」の語に代ふるに「公務員」の語を以てす。

(二) 第六條第三項に於て第二段を削除す。

第二百二十五條 一九二八年三月二十七日の外國との商品取引統計に關する法律第十四條は左の如く之を改正す。

(一) 第一項に於て「秩序罰を以て」の語に代ふるに、「秩序違反の故を以て罰金を以て」の字句を以てす。

(二) 第二項は左の如き法文を執る。

第一項の秩序違反に對しては税法違反に對して適用ある罰則及び處罰手續に關する國公課法第三編の規定を準用す。

#### 第七章 公安及び出版物に關する國法の改正

第二百二十六條 一八八四年六月九日の爆發物の公共上危險なる犯罪的行使取締法は左の如く之を改正す。



(一) 第五條に於て第三項を削除す。

(二) 第六條に左の第二項を追加す。

獨逸普通刑法第九十七條第二項及び第九十八條第二項を準用す。

(三) 第八條及び第九條に代ふるに左の規定を以てす。

第八條 警察の認許することなき爆發物を、所要の警察上の許可を受くることなくして所持したる者は、禁錮を以て罰す。

第一條第一項の規定に反して警察の認許を受くることなくして爆發物を製造、獲得、注文し、外國より輸入し、陳列、販賣し、他人に交付し又は其の他之を賣り擴めたる者の處罰亦前項に同じ。特に重き場合には刑は五年以下の懲役とす。

第九條 故意又は過失に因り第一條第二項の規定、又は第二條に依り制定したる規程に違反したる者は、二年以下の禁錮を以て罰す。

故意又は過失に因り第一條第一項の適用を受くる爆發物の取引に關する其の他の規定に違反したる者の處罰亦前項に同じ。

(四) 第十條に於て

(a) 第一項に於て「多衆の面前に於て……」より「文書又は其の他の製作物に於て……」の字句

を削除す。

(b) 第二項に於て「前掲の方法に於て」の字句に代ふるに、「公然」の字句を以てす。

(五) 第十一條乃至第十三條は左の如き法文を執る。

第十一條 第五條乃至第九條の場合に於ては現に爆發物の調合に使用せられたるか、又は爆發物の調合に使用するの目的を有したりし物質、及び犯人の所持中なるを發見したる爆發物の貯藏品は、其の犯人に屬せざる場合にあつても尙ほ之を沒收すへし。第九條の場合にあつては犯罪行為か過失に因る所犯に係るときにあつても尙ほ此の規定を適用す。

第十二條 第五條乃至第七條及び第十條は行為地法の如何に關せず、外國に於ける所犯に係る犯罪行為に對しても之を適用す。

第十三條 第五條、第七條に對する犯罪の企圖若は實行、又は第六條に記載したる種類の談合若は結合につき信憑すへき知識を獲得し乍ら、適時に官廳又は該行為の脅威を受くる者に是か告知を爲すことを懈怠したる者は、禁錮を以て罰す。

獨逸普通刑法第九十九條第二項乃至第五項を準用す。

(六) 第十四條及び第十五條を削除す。

第二百二十七條 奴隸略取及び奴隸賣買に關する一八九五年七月二十八日の法律は左の如く之を改正す。

(一) 第一條第二項に於て「死刑」の語に代ふるに「終身間の懲役」の語を以てす。

(二) 第三條は左の如き法文を執る。

第三條 此の法律第一條及び第二條の場合に於ては此の犯罪を犯す爲に行使したるか、又は其の行使の爲にするの目的を有したる物件及び其の他の財産價值は、其の犯人に屬せざる場合にあつても尙ほ沒收を許す。

(三) 第四條に於て「皇帝に於て聯邦參議院の同意を得て」の字句に代ふるに、「國政府に於て國參議院の同意を得て」の字句を以てす。

(四) 第五條は左の如き法文を執る。

第五條 本法の規定は行爲地法の如何に關係なく、外國に於ける所犯に係る犯罪行爲に對しても之を適用す。

第二百二十八條 一九二三年三月二十七日の法律第四條の法文に於ける一九一四年六月三日の軍機保護法は左の如く之を改正す〔原註〕。

〔原註〕 軍機保護法の規定を如何なる程度にまで近き將來に豫期せらるる獨逸普通刑法典草案第一編各論の部第二章（背叛罪）の改正に適應せしむべきやの問題の審査は、背叛罪の章に關する刑法委員會の決議まで差控ふることをせり。

(一) 第七條、第十三條、第十八條、第十九條を削除す。

(二) 第九條は左の如き法文を執る。

第九條 實行又は結果を尙ほ防止することを得べき時期に第一條、第三條に對する犯罪の企圖又は實行につき信憑すべき知識を得乍ら、適時に官廳に申告することを懈怠したる者は、此の犯罪の未遂又は既遂ありたるときは禁錮を以て罰す。

獨逸普通刑法典第九十九條第二項乃至第五項を準用す。

(三) 第十四條は左の如き法文を執る。

第十四條 第一條、第三條、第五條及び第六條に於て刑を規定せる行爲の故を以て、刑種と刑量の如何を問はず公職就任資格及び選舉權及び表決權の褫奪を宣告することを得べく、犯人が外國人なるときは其の外國追放を許すことを得。

(四) 第十五條に於て「是か價値は判決中に於て國家に沒收するものと宣告す」の字句に代ふるに、「此の價額に相當する金額を沒收す」の字句を以てす。

(五) 第十六條は左の如き法文を執る。

第十六條 第一條、第三條、第五條、第六條及び第八條は行爲地法の如何に關せず、外國に於ける所犯に係る犯罪行爲に對しても之を適用す。

第二百二十九條 國議會及び邦議會の建築物の保護に關する一九二〇年五月八日の法律第三條第一項に於て、「何人と雖」の語を加へ、「多衆聚合の刑に該る」の字句に代ふるに、「別の規定に依り更に重き刑に該るにあらざる限りは、六箇月以下の禁錮又は罰金を以て罰す」の字句を以てす。

第二百三十條 小銃の銃身及び閉鎖機の審査に關する一八九一年五月十九日の法律第九條は左の如く之を改正す。

- (一) 第一項に於て「何人と雖」の語の次に「故意又は過失に因り」の字句を挿入す。
- (二) 第二項に左の第二段を追加す。

犯罪行為か過失に因る所犯に係る場合にあつても尙ほ此の規定を適用す。

第三百十一條 火器及び彈藥に關する一九二八年四月十二日の法律第二十五條第二項に於て、第二段に代ふるに左の規定を以てす。

犯罪行為か過失に因る所犯に係る場合にあつても尙ほ此の規定を適用す。

第三百十二條 一九二四年二月十四日の命令第十六條第二項の法文に於ける一八九七年六月九日の移住制度に關する法律は左の如く之を改正す。

- (一) 第四十三條に於て第一項及び第三項に於て、それぞれ「故意又は過失に因り」の字句を挿入す。
- (二) 第四十七條に於て「何人と雖」の語の次に「故意又は過失に因り」の字句を挿入す。

(三) 第四十八條を削除す。

第三百十三條 一九二四年二月十四日の移住制度に於ける弊害取締令第十條は左の如く之を改正す。

- (一) 「何人と雖故意又は過失に因り」の字句を追加す。
- (二) 第一號乃至第四號に於てそれぞれ「何人と雖」の語を削除す。

第三百十四條 一九二〇年二月十二日の命令第三條の法文に於ける一九一七年五月三日の非公務員の贈收賄及び秘密の漏洩取締令は左の如く之を改正す。

- (一) 第一條に於て「官公吏たることなきも」の字句に代ふるに、「公務員たることなきも」の字句を以てす。
- (二) 第六條に於て第二項は左の如き法文を執る。

本條の犯罪行為は第一條第二項第一段及び第二段に記載したる機關の請求ありたる場合に限り之を訴追す。

第三百十五條 出版物に關する法律は左の如く之を改正す。

- (一) 第五條に於て「……に依り」より「拒絕することを得べき」の字句に代ふるに、「營業條例第五十七條第一項第一號、第三號、第四號、第二項乃至第五項、第五十七條a、第五十七條b第一號に依り行商免許狀を拒絕するを要するか、又は拒絕することを得べき」の字句を以てす。

- (二) 第十八條に於て左の字句を削除す。
- (a) 第一項第二號に於て「其の不正確なるを知り乍ら」の字句、
- (b) 第二項に於て「wissenschaftlich」の語。
- (三) 第十九條第二項第二段に於て「善意に於て」の字句に代ふるに、「辯解することを得へき錯誤に於て」の字句を以てし、「刑及び費用を免除して専ら」の字句を削除し、「費用無料にて」の字句を追加す。

(四) 「原註」第二十二條に於て左の第二項を追加す。

第一項に記載したる重罪及び輕罪の刑事訴追の時効については、新出版法の施行せらるるまでの間引續き、一八九三年三月二十六日の法律の法文に於ける一八七一年五月十五日の獨逸帝國刑法典第六十七條第四項、第六十八條、第六十九條の規定を適用す。

〔原註〕第二十條及び第二十一條の改正は目下進行中なる出版法改正の事業を顧慮して之を見合はするごとせり。

#### 第八章 保健に關する國法の改正

第三百三十六條 一八八八年三月二十二日の法律の法文に於ける一八八七年六月二十五日の鉛分及び亞鉛分

含有物の取引に關する法律第六條に於て、第一項の末文に「其の犯人に屬せざる場合にあつても」の字句を追加挿入す。

第三百三十七條 一九二七年七月五日の食料品法第十九條の法文に於ける一八九七年六月十五日の牛酪、乾酪、獸脂及び是か代用品の取引に關する法律は左の如く之を改正す。

(一) 第十四條に於て左の字句及び規定を削除す。

(a) 第一項第二號及び第三號に於てそれぞれ「wissenschaftlich」の語。

(b) 第二項。

(二) 第十八條に於て第二項を削除す。

(三) 第十九條第一項に左の第二段を追加す。

犯罪行為か過失に因る所犯に係る場合にあつても尙ほ此の規定を適用す。

第三百三十八條 屠畜検査及び屠肉検査に關する一九〇〇年六月三日の法律第二十六條は左の如く之を改正す。

(一) 第一號及び第二號に於てそれぞれ「wissenschaftlich」の語を削除す。

(二) 第三號は次の如き法文を執る。

(三) 第十九條に記載したる種類の記號の除去せられたる肉を陳列又は販賣したる者。

第三百三十九條 一九二三年二月一日の法律及び一九二七年七月五日の食料品法第十九條の法文に於ける一九〇九年四月七日の葡萄酒法は左の如く之を改正す。

(一) 第二十六條に於て

(a) 第一項に於て「六箇月以下の禁錮及び罰金又は此の二種の刑の何れか一方」の字句に代ふるに、「二年以下の禁錮又は罰金」の字句を以てし、第一號及び第二號に於てそれぞれ「vorzeitlich」及び「wisgenflich」の語を削除す。

(b) 第二項及び第三項を削る。

(二) 第三十一條に於て第三項及び第四項を削除す。

第四百十條 一九二四年三月二十一日の法律の法文に於ける一九二二年一月二十三日及び一九二〇年十二月三十日の國際阿片協約施行法第八條は左の如く之を改正す〔原註〕。

(一) 第二項の次に左の第三項を追加す。

過失に因り此の犯罪行為（第一條）を犯したる者は、一年以下の禁錮又は罰金を以て罰す。

(二) 第四項（従來の第三項）に於て「及び第二」の字句に代ふるに、「乃至第三」の字句を以てす。

(三) 第五項（従來の第四項）に於て

a) 「有罪行為」の語に代ふるに、「犯罪行為」の語を以てす。

(b) 左の第二項を追加す。

犯罪行為か過失に因る所犯に係る場合にあつても尙ほ此の規定を適用す。

〔原註〕 之については一九二八年九月十七日の阿片法改正法案を参照。

第四百十一條 一九二四年九月十日の告示及び一九二六年五月三日の法律の法文に於ける一九二二年五月

二日の驗温器の審査及び認證に關する法律第六條は左の如く之を改正す。

(一) 第一段に於て「何人と雖」の次に「故意又は過失に因り」の字句を挿入す。

(二) 第三段に於て「此の犯罪行為か過失に因る所犯に係る場合にあつても尙ほ此の規定を適用す」の後半句を連続せしむ。

第四百十二條 一九二三年四月二十七日のアブサン酒取引取締法第三條は左の如く之を改正す。

(一) 第一項に於て「何人と雖」の次に「故意又は過失に因り」の字句を追加す。

(二) 第二項に於て「刑か……」より「獨立して言渡されたるときは」までの字句に代ふるに、「犯罪行為か過失に因る所犯に係るときは」の字句を以てす。

第四百十三條 一九二七年二月十八日の性病撲滅法は左の如く之を改正す。

(一) 第五條及び第六條は左の如き法文を執る。

第五條 自己か感染の危険を伴ふ性病に罹れるに拘らず同衾を遂行したる者は、三年以下の禁錮を以

て罰す。

本條の犯罪行為は危害を被りたる者の同意ありたる場合に限り、之を訴追す。危害を被りたる者か犯人の配偶者又は婚約者なるときは、危害を被りたる者の請求ありたる場合に限り此の犯罪行為を訴追す。

有罪性の消滅するまでに経過するを要すへき時効期間は、六箇月とす。

第六條 感染の危険を伴ふ性病に罹り乍ら婚姻の締結に先たち相手方に自己の疾病を通告したるにあらずして婚姻を締結したる者は、三年以下の禁錮を以て罰す。

本條の犯罪行為は危害を受けたる者の請求ありたる場合に限り之を訴追す。

有罪性の消滅するまでに経過するを要すへき時効期間は、六箇月とす。

(二) 第七條に於て第二項は左の如き法文を執る。

第一項に記載したる禁止の一に違反したる者は、一年以下の禁錮又は罰金を以て罰す。公然第一項に依り禁止せられたる處置を提供したる者の處罰亦同し。

(三) 第十條に於て

(a) 第二項に代ふるに左の規定を以てす。

此の犯罪行為は被害者又は保健官廳の請求ありたる場合に限り之を訴追す。

(b) 第三項に於て助動詞を複数に変更す。

(四) 第十一條に於て第一項は左の如き法文を執る。

性病の治療若は姑息的治療の用を爲す藥劑、物體若は處置、又はかくの如き用を爲すへき藥劑、物體若は處置を公然公告、推稱し、又はかくの如き藥劑若はかくの如き物體を公衆の近接し得へき場所に於て展示したる者は、六箇月以下の禁錮又は罰金を以て罰す。

(五) 第十三條に於て「又は第十一條の」の字句を挿入す。

(六) 第十三條に左の第三項を追加す。

第二項第一段の場合に於ては取引に供したる藥劑又は物體は、其の犯人に屬せざる場合にあつても尙ほ之を沒收すへし。

(七) 第十四條に於て第一項は左の如き法文を執る。

左の各號の一に該當する者は一年以下の禁錮又は罰金を以て罰す。

(一) 婦女自己か性病に罹りつつあるに拘らず他人の子に授乳したるとき、

(二) 自己に於て養育に配慮するを要する梅毒を有する子に、母以外の者をして授乳せしめたる者。

(三) 其他自己に於て養育に配慮するを要する性病を有する子に、豫め其の疾病及び必要とする豫防の處置を醫師を通して口頭を以て傳授せしむることなくして、母以外の者をして授乳せし

めたる者。

(四) 豫め育親に子の疾病を通告することなくして性病に罹れる子を育子として託したる者。

第四百四十四條 一九二七年七月五日の食料品及び必需品の取引に關する法律（食料品法）は左の如く之を改正す。

(一) 第十二條に於て

(a) 第三項に於て「禁錮に代ふる」の字句に代ふるに、「刑とす」の字句を以てす。

(b) 第五項に於て「及び禁錮又は此の二種の刑の何れか一」に代ふるに、「又は二年以下の禁錮」の字句を以てす。

(二) 第十四條に於て第二項に代ふるに左の規定を以てす。

第一項の規定は犯罪行為か過失に因る所犯に係る場合にあつても尙ほ之を適用す。

第四百四十五條 一八七六年二月二十五日の家畜の鐵道輸送の場合に於ける消毒に關する法律第五條に於て「……………規定したる」より、「……………罰金を以て」に至る字句に代ふるに、「獨逸普通刑法第二百四十二條第二項に依り之を罰す」の字句を以てす。

第四百四十六條 一八七八年五月二十一日の牛疫豫防の爲に制定したる家畜の輸入禁止に對する違反に關する法律は左の如く之を改正す。

(一) 第一條に於て

(a) 「一箇月以上二年以下」の字句に代ふるに、「一箇月を下らざる」の字句を以てす。

(b) 左の第三項を追加す。

特に重き場合には刑は十年以下の懲役とす。

(二) 第二條及び第四條を削除す。

(三) 第三條に於て

(a) 「罰金又は三箇月以下の禁錮を以て」の字句に代ふるに、「獨逸普通刑法第二百四十二條第二項に依り」の字句を以てす。

(b) 第二項を削除す。

#### 第九章 社會保險及び國の救護に關する國法の改正

第四百四十七條 國保險法は左の如く之を改正す。

(一) 第十二條「譯者註一」に於て第二項は左の如き法文を執る。

左の各號の一に該當する者は被選舉權を有せず。

(二) 官廳の命令に基きて施設に監置中なる者、

- (二) 刑事裁判所の有罪の言渡に因つて公職に就任し、又は公の事項に於て選舉を爲し、若は表決を行ふの資格を喪失したる者其の資格喪失の期間中。
- (三) 公職就任資格又は選舉權若は表決權の喪失の結果を伴ふことあるべき重罪又は輕罪の故を以て公判の命令を受けたる者。
- (四) 保護監督の下に置かるる者。
- (五) 裁判所の命令に依つて自己の財産に關する處分を制限せらるる者。

〔譯者註一〕 國保險法第十二條の現行法文左の如し。

保險の主體の機關 *Organ der Versicherungsträger* としての被選舉權を有するは成年の獨逸國民に限る。(第二項) 左の各號の一に該當する者は被選舉權を有せず。(一) 刑事裁判所の有罪の言渡の結果公職に就任するの資格を喪失したる者、又は此の資格の喪失を來すことあるべき重罪又は輕罪の故を以て訴追せらるる者之に對して本手續の開始ありたるとき。(二) 裁判所の命令の結果自己の財産に關する處分を制限せられたる者。

(一) 第二十三條〔譯者註二〕に於て第二項を削除す。

〔譯者註二〕 第二十三條の現行法文左の如し。

機關の構成員は忠實なる事務の管理につき保險の主體に對して、後見人の被後見人に對すると同様

の代當の責任を負ふ。保險の主體は監督官廳の許可ありたる場合に限り此の代當責任に基く請求權を拋棄することを得。監督官廳は保險の主體に代つて、且保險の主體の費用に於て此の代當責任を主張することを得。(第二項) 機關の構成員故意に保險の主體の不利益に於て行爲を爲したるときは禁錮を以て罰す。之に併科して公權の喪失を言渡すことを得。機關の構成員か自己又は他人に財産上の利益を致さんか爲に此の行爲を犯したるときは、禁錮に併科して罰金を言渡すことを得。(第三項) 機關の一構成員又は其の親屬の私の利益についての事項に關する評議に際しては、此の構成員は評議及び評決に參與することを差控ふることを必要とし、且また評議中會議室より退出すること必要とす。

(三) 第二百二十條第二項第三段〔譯者註三〕に於て「酒精濫用者療養所」の語の次に「又は節制所」の字句を挿入す。

〔譯者註三〕 第二百二十條の現行法文左の如し。

酒精濫用者禁治産の宣告を受けたるにあらざるときは、之に對し全部又は一部の現物給付 *Sachleistung* を提供することを得。貧民保護の事業の關係主體又は該酒精濫用者の居所の地方團體官廳の申立ありたるときは之を提供するを要す。酒精濫用者禁治産の宣告を受けたる場合に於ては後見人の同意ありたる場合に限り現物給付の提供を許す。後見人の申立ありたるときは之を許すを要す。



(第二項) 現物給付は居所の地方團體之を提供す。現金給付を求むる請求權は現物收受の價額に於て地方團體に移す。現物給付は酒精濫用者療養所に收容することに依つても、又は地方團體の同意ありたるときは酒精濫用者保護機關の仲介を以てしても之を提供することを得。(第三項) 現金給付の殘額は本人に代つて利用する爲に受領權利者の配偶者、其の子又は其の父母に交付すべく、及び是等の者の存在せざるときは之を地方團體に交付すへし。

(四) 第四百四十一條第一項第一段〔譯者註四〕に於て「三箇月」の字句に代ふるに、「一年」の字句を以てす。

〔譯者註四〕 第四百四十一條の現行法文左の如し。

保險主體の機關の構成員として又は使用人として、保險官廳の官員若は備員又は保險官廳に於ける代表員又は陪席員としての職務上の資格に於て被保險者の疾病又は其の他の肉體上の缺陷又は其の原因に關して自己の知悉するに至りたる事項を妄りに披露したる者は、罰金又は三箇月以下の罰金を以て罰す。此の訴追は被保險者又は監督官廳の申立ありたる場合に限り之を行ふ。(第二項) 本法上其の爲に保險主體の給付の規定せらるる其の他の者は之を被保險者と同視す。

(五) 第四百四十六條〔譯者註五〕に於て

(a) 第一項に於て「罰金」に代ふるに「秩序罰」及び「金錢に於てする強制罰」の字句を以てし、且

「其の裁判所の言渡したる所に係るものは本法の規定したる場合に限り」の字句を削除す。

(b) 第二項に於て「刑は裁判所の言渡したる所に係るものの外は」の字句に代ふるに、「秩序罰及び金錢に於てする強制罰は」の字句を以てす。

〔譯者註五〕 第四百四十六條の現行法文左の如し。

罰金は第五十九條第三項、第八十條第二項、第四百四條第二項、第百八條第二項及び第九百十四條、第千四十五條、第千二百二十四條を留保して保險主體の金庫に收納せらるるものとし、其の裁判所の言渡したる所に係るものは本法の規定したる場合に限り。(第二項) 刑は裁判所の言渡したる所に係るものの外は、滯納金に於けると同様に之を徴收す。

(六) 第四百四十七條〔譯者註六〕及び第四百四十八條〔譯者註六〕に於てそれぞれ

(a) 第二段に於て「を以て」の語に代ふるに、「に」の語を以てす。

(b) 第三段及び第四段を削る。

〔譯者註六〕 第四百四十七條及び第四百四十八條の現行法文左の如し。

第四百四十七條 本法所定の罰則に對する違反行爲にして裁判所の管轄に屬するにあらざるものは、一年を以て時効に罹る。此の時効は行爲の所犯ありたる日を以て其の進行を開始す。時効は刑を科するの權限を有する者の犯人に對して指向せらるるあらゆる行爲に依つて中斷せらる。中斷と

同時に新なる時効は其の進行を開始するものとし、遅くも此の違反行為の所犯ありたる日より十年を經過すると共に完了す。

第四百四十八條 終局的に科せられたる刑にして裁判所の言渡したる所にあらざるものは、二年を以て時効に罹る。此の時効は裁判の終局的となりたる日を以て其の進行を開始す。時効は執行の任を有する者の、刑の執行に指向せらるるあらゆる行為に依つて中斷せらる。中斷と共に新なる時効其の進行を開始するものとし、遅くも裁判の終局的となりたる日より四年の經過すると共に完了す。

(七) 第九十二條第一號〔譯者註七〕に於て「公權の喪失を以て制裁とする有罪行為」の字句に代ふるに、「重罪又は故意に因る輕罪」の字句を以てす。

〔譯者註七〕 第九十二條の現行法文左の如し。

所屬員左の各號の一に該當するときは規約は所屬員に對して疾病保險金の全部又は一部を拒絶することを得。(一) 公權の喪失を以て制裁とする有罪行為に依つて基金に損害を加へたるときは、當該犯罪行為後一年の期間中。(二) 故意に因り、又は自己の責任を以て共毆若は格闘に關與することに依つて自己に其の疾病を招來したるときは、此の疾病の存續中。

(八) 第二百十六條第一項第一號〔譯者註八〕、第六百十五條第一項第一號〔譯者註八〕及び第一千三百十二條〔譯者註八〕に於て、それぞれ「勞働所若は矯正施設に拘置せらる」の字句に代ふるに、「官廳

の命令に基きて施設に監置せらる」の字句を以てす。

〔譯者註八〕 ここに列擧したる各條の現行法文左の如し。

第二百十六條第一項第一號 左の各號の一に該當する場合には養病扶助金は休止す。(一) 權利者か自由刑に服役中なる間、又は未決勾留中なる間、又は勞働所若は矯正施設に拘置せらるる間、被保險者か疾病に因つて勞働不能となり且從來其の勞働の所得に依つて親屬の扶養料の全部又は一部を負擔し居たるときは、此の親屬に對しては家族扶助料 *Maintenance* を提供すへし。

第六百十五條第一項第一號 左の各號の一に該當する場合には年金は休止す。(一) 權利者か一箇月以上の自由刑に服役中なる間、又は勞働所若は矯正施設に拘置せらるる間。(第二項) 權利者か國內に親屬を有し、此の親屬は權利者の死亡に際して年金の支給を求むるの請求權を有すへしときは、之に對して此の請求權の額以下の年金を支給すへし。

第一千三百十二條 權利者か一箇月以上の自由刑に服役せる間、又は勞働所若は矯正施設に拘置せらるる間は年金は休止す。(第二項) 權利者か國內に親屬を有し、權利者は全然若は主として其の勞働所得に依つて此の親屬を扶養したるときは、此の親屬に對し廢疾年金又は養老年金を支給す。

(九) 第五百三十五條〔譯者註九〕を削除す。

〔譯者註九〕 第五百三十五條の現行法文左の如し。

基金及び基金組合の業務執行の吏員及び使用人、經營疾病基金については備主及び第三百六十二條第一項に依り選任せられたる者故意に因り基金の不利益に行爲を爲したるときは、第二十三條第二項の罰則を適用す。

(十) 第五百三十六條に於て「第五百三十五條」の指示に代ふるに「第五百三十四條」の指示を以てす。  
(十一) 第九百三條「譯者註十」に於て

(a) 第一項に於て第一段に代ふるに左の規定を以てす。

企業者又は第八百九十九條に依り企業者と同視せらるる者故意又は過失に因り其の職務、職業又は營業の然らしむる所として特別に義務を負へる注意を閑却して、傷害を招來したるときは、組合、地方團體、貧民保護の主體、疾病基金、國鑛山勞働組合、補充基金、埋葬及び其の他の扶助基金か傷害の結果として法律若は規約上出捐することを必要とする一切の出捐につき代當の責任を負ふ。

(b) 第二項に於て「建築」の語の次に「又は建築物の取壊」の字句を挿入す。

(c) 從來の第三項及び第四項は第二段及び第三段として第二項に編合す。

〔譯者註十〕 第九百三條の現行法文左の如し。

刑事裁判上企業者又は第八百九十九條に依り企業者と同視せらるる者故意又は過失に因り其の職

務、職業又は營業の然らしむる所として特別に義務を負へる注意を閑却して傷害を招來したること確認せられたるときは、企業者又は第八百九十九條に依り是と同視せらるる者は、地方團體、貧民保護の主體、疾病基金、國鑛山勞働組合、補充基金、埋葬及び其の他の扶助基金か傷害の結果として法律若は規約上出捐することを必要とするすべての出捐につき代當の責任を負ふ。年金に代へて元本價值 Kapitalwert を要求することを得(第二項) 企業者又は第八百九十九條に依り是と同視せらるる者は刑事裁判上建築の指揮又は實施に際し一般の承認する建築技術上の原則に違反して行爲を爲したることの確認せられたるとき、及び此の違反行爲に因つて傷害の招來せられたるときにも代當の責任を負ふ。(第三項) 刑事裁判所の確認を伴ふことなき代當責任に關する第九百條の規定は、此の請求權に對しても之を適用す。(第四項) 企業者及び第八百九十九條に依り是と同視せらるる者は、刑事裁判上の確認を存することなきも組合に對して其の費用につき代當の責任を負ふ。

(十二) 第九百十四條「譯者註十一」に於て

(a) 第一段に於て「被保險者の罰金」の字句に代ふるに、「被保險者に對して科せられたる金銭に於てする秩序罰」の字句を以てす。

(b) 第二段に於て「罰金」の語に代ふるに「金銭に於てする秩序罰」の語を以てす。

〔譯者註十一〕 第九百十四條の現行法文左の如し。

被罰者か違反行爲の當時疾病基金に屬せるときは被保險者の罰金は此の基金に收納せらるるものと  
し、其の場合にあつては其の従業地の普通の地區疾病基金 (Ortskrankenkasse) に收納せらるるも  
のとし、其のかくの如き地區疾病基金の存せざる場合にあつては地方疾病基金 (Landkrankenkasse)  
に收納せらるるものとす。此の規定は執行官廳か被保險者に對して科したる罰金についても亦之を  
適用す (第八百九十七條)。

(十三) 第千六百六十六條に於て「第九十五條乃至第九十七條」の字句を削除す。

(十四) 第千六百十六條第一項「譯者註十二」に於て「勞働所又は矯正施設への拘置」に代ふるに、「官廳  
の命令に基く施設への監置」の字句を以てす。

〔譯者註十二〕 第千六百十六條第一項の現行法文左の如し。

自由刑又は勞働所若は矯正施設への拘置の場合に於ける年金の休止に對しては、營業上の傷害保險  
に基く第六百十五條第一項第一號、第四項を適用す。

(十五) 第千二百五十四條第二項第二段に於て、「及び第九十五條乃至第九十七條」の字句を削除す。

(十六) 第千四百九十五條「譯者註十三」に於て、

(a) 第二項に於て *wissenschaftlich* の語に代ふるに *vorzuziehlich* の語を以てす。

(b) 第四項に代ふるに左の規定を以てす。

本條第二項及び第三項の場合に於ては受領票の偽造又は變造は保險署の請求ありたる場合に限り  
〔譯者註十二〕 第千四百九十五條の現行法文左の如し。  
證書偽造 (獨逸普通刑法典第二百三條) として之を訴追す。犯人か證書偽造の故を以て有罪の言  
渡を受けたるときは、金錢に於てする秩序罰を以てする處罰を除外す。

〔譯者註十三〕 第千四百九十五條の現行法文左の如し。

受領票に不適法なる記載を爲し、又は特殊の記號を附したる者は保險署に於て金錢に於てする秩序  
罰を以て之を罰することを得。(第二項) 受領票に於て不動文字の間に虚偽の記入を爲し又は不動文  
字の記入の爲に記載したる字句又は數字を變造し、又は故意に *wissenschaftlich* かくの如き受領票を行使  
したる者の刑亦前項に同じ。(第三項) 傭主に對し受領票の所持人を顯著ならしむるの意圖に於てこ  
の記載、記號又は變造を爲したる者は罰金又は六箇月以下の禁錮を以て罰す。減輕事情を存するこ  
きは禁錮に代へて拘留を言渡すことを得。(第四項) 證書偽造に基く訴追 (國刑法典第二百六十七  
條、第二百六十八條) は自己又は他人に財産上の利益を致し、又は他人に損害を加ふるの意圖に於  
て此の偽造を犯したる者に對してのみ之を行ふ。

(十七) 第千四百九十六條乃至千四百九十九條「譯者註十四」を削除す。

〔譯者註十四〕 第千四百九十六條乃至第千四百九十九條の現行法文左の如し。

第千四百九十六條 眞正のものとして行使せんか爲に印紙を偽造若は變造したる者、又は同一の

目的の爲に偽造の印紙を獲得、行使し、賣物として店頭に具え、又は之を取引したる者は三箇月を下らざる禁錮を以て罰し、之に併科して公権の喪失を言渡すことを得。

第千四百九十七條 既に使用済なる印紙を故意に因り *Wissentlich* 再び使用し、又は再使用の爲に獲得し、賣物として店頭に具え、又は之を取引したる者亦同一の刑を以て罰す。減輕事情を存するときは罰金又は拘留を言渡すことを得。

第千四百九十八條 前二條の場合に於ては、印紙か有罪被告人に屬せざる場合にあつても尙ほ同時に是か沒收を言渡すへし。特定人を訴追することを得す。又は特定人に有罪の言渡を爲す能はざる場合にあつても此の處置を執るを要す。

第千四百九十九條 保險營造物又は官廳の命令書を有するにあらずしてスタンプ、印章、彫版、臺版又は其の他印紙の製作に使用することを得へき型、又はかくの如き型の印刷を製作、獲得し、又は保險營造物若は官廳以外の者に交付したる者は、百五十馬克以下の罰金又は拘留を以て罰す。

(第二項) スタンプ、印章、彫版、臺版又は型の有罪被告人に屬せざる場合にあつても尙ほ罰金又は拘留に併科して是か沒收を言渡すことを得。

(十八) 第千五百七十一條〔譯者註十五〕に於て

(a) 第二項に於て第一段は左の如き法文を執る。

司法共助の方法に於て證人を宣誓訊問すへきとき、又は證人若は鑑定人を眞實開示の義務を引合としての保證を以て訊問すへきときは、保險署に囑託を爲すへし。

(b) 第三項に代ふるに左の規定を以てす。

保險の主體は眞實に適したる供述を招來する爲に保證を爲さしむることを必要なるものと思料したる場合に限り、眞實開示の義務を引合としての保證を以てする證人又は鑑定人の訊問を囑託することを得。保險の主體は供述につき裁判にとつての決定的の意義を認め、事態を評價するに當つて眞實に適したる供述を招來する爲に宣誓を必要と思料したる場合に限り、例外として證人の宣誓訊問を囑託することを得。證人の供述か宣誓せられたるときは、其の文句の儘を録取すへし。保險の主體は鑑定人の宣誓を囑託することを得す。

〔譯者註十五〕 第千五百七十一條の現行法文左の如し。

保險の主體か事件を以て未だ充分に闡明せられざるものと思料したるときは、第千五百七十二條を留保して更に調査を爲すを要す。(第二項) 司法共助の方法に於て證人又は鑑定人を宣誓訊問すへきときは、保險署に囑託を爲すへし。保險署に於ける證據調か特に保險署の所在地と證人の居所の隔絶せるの故を以て重大なる困難を免れざるるとき、又は遅延するに於ては危険を存するときは、區裁判所にも囑託を爲すことを得。(第三項) 保險の主體は眞實の供述を招來する爲に宣誓を必要と思料

したる場合に限り、證人又は鑑定人の宣誓訊問を囑託することを得。(第四項) 證據調を求むる囑託  
か區裁判所の却下する所となりたるときは、控訴院終局的の裁判を爲す。

(十九) 第千五百七十四條〔譯者註十六〕に於て、

(a) 第一項第一段に於て「宣誓を爲す」の字句に代ふるに、「訊問に先たちて其の課せられたる研究と  
審査とを行ひ、眞實開示の義務を引合として保證を爲し、證人として宣誓を爲す」の字句を以て  
す。

(b) 第一項第二段に於て「供述は」の語に代ふるに、「證言及び鑑定、保證及び宣誓は」の字句を以  
てす。

(c) 第二項第一段に於て「供述は」の語に代ふるに、「證言又は鑑定、保證は」の字句を以てす。

〔譯者註十六〕 第千五百七十四條の現行法文左の如し。

證人又は鑑定人として出頭し、訊問に應じ、宣誓を爲すの義務に關する民事訴訟法の規定は、受託  
判事の面前に於ける手續にも之を準用す。本法が黙秘の義務を設定せるの故を以て供述を拒むこと  
を得ず。(第二項) 供述又は宣誓を拒絶することを得るや否やは受託判事に於て裁判を爲す。是か裁  
判に對しては民事訴訟法の規定に従ひ一週間に直近上級の裁判所に抗告を爲すことを許す。

(二十) 第千五百七十六條第一段〔譯者註十七〕に於て、「供述」の語に代ふるに、「證言又は鑑定、保

證」の字句を以てす。

〔譯者註十七〕 第千五百七十六條の現行法文左の如し。

保險署か證人又は鑑定人の訊問の囑託を受けたるときは、此の保險署は供述又は宣誓は拒み得べき  
ものなりや否やを裁判す。其の裁判に對しては一週間に上級保險署に抗告を爲すことを許す。上  
級保險署(決定部)は終局的に裁判を爲す。

(二十一) 第千五百七十七條〔譯者註十八〕に於て第一項は左の如き法文を執る。

證人又は鑑定人

出頭せざることを

法定の原因あるにあらすして其の課せられたる研究を爲し若は審査を行ふの義務を果すことを拒  
みたることを

事由を開示することなくして、又は其の口實としたる事由の既判力を以て重要ならずとして宣告  
せられたる後に及んで證言若は鑑定、眞實開示の義務を引合としての保證又は宣誓を拒みたることを

得

は金錢に於てする秩序罰のみに限りて科することを得。

〔譯者註十八〕 第千五百七十七條の現行法文左の如し。

證人又は鑑定人出頭せざるべき、事由を開示することなくして、又は其の口實としたる事由か既判力を以て重要ならずとして宣告せられたる後に至つて、供述又は宣誓を拒みたるときは、金錢に於てする秩序罰のみを科することを得。(第二項) 此の罰は保險署に於て之を科す。抗告については第一千五百七十六條第二段、第三段を適用す。

(二十二) 第六百六十三條第三項第二段〔譯者註十九〕に於て「宣誓訊問」の語に代ふるに、「眞實開示の義務を引合とする保證を伴ふ證人又は鑑定人の訊問及び證人の宣誓」の字句を以てす。

〔譯者註十九〕 第六百六十三條第三項第二段の現行法文左の如し。

保險施設は事實關係を明確にす。保險施設は保險署、區裁判所又は其の他の官廳に證據調を囑託することを得るも、宣誓訊問は保險署又は區裁判所に對してのみ囑託を爲すことを得。第六百七十七條第三項及び第六百五十二條乃至第六百五十四條を準用す。

(二十三) 第六百二十八條第二項〔譯者註二十〕に於て「宣誓訊問」の語の前に、「眞實開示の義務を引合とする保證を以てして訊問を受くべく、又は證人か」の字句を挿入す。

〔譯者註二十〕 第六百二十八條第二項の現行法文左の如し。

證人又は鑑定人か宣誓訊問を受くべきときは、第六百七十一條第二項乃至第四項及び第六百七十三條乃至第六百七十九條を準用す。

(二十四) 第六百五十二條〔譯者註二十一〕に於て、

(a) 第二項に於て「宣誓を以てして」の語の前に「眞實開示の義務を引合とする保證を以てしても、又は證人を」の字句を挿入す。

(b) 第三項に於て第一段を削除し、新しき第一段(從來の第二段)に代ふるに左の規定を以てす。

眞實開示の義務を引合とする保證を伴ふ證人及び鑑定人の訊問、及び證人の宣誓に對しては、第六百七十一條第二項乃至第四項、第六百七十三條、第六百七十四條第一項、第二項第一段、第六百七十五條、第六百七十七條乃至第六百七十九條、第六百八十一條第二項乃至第五項を準用するものとし、之に必要な裁判は保險署長に於て之を爲す。

〔譯者註二十一〕 第六百五十二條の現行法文左の如し。

保險署長は事件を準備するものにして、口頭辯論に先立ち證據調を爲すことを得。(第二項) 保險署長は自己の裁量に従つて檢證を爲し、證人及び鑑定人を宣誓を以てしても亦訊問し、醫師の鑑定及び各種の公の報告を徴し、他の保險の主體をも併せ呼出すことを得。(第三項) 證人及び鑑定人は保險署長か眞實の供述を招來する爲に必要なものと思料したる場合に限り宣誓を爲さしむ。第六百七十一條第二項乃至第四項、第六百七十三條、第六百七十四條第一項、第六百七十五條、第六百七十七條乃至第六百七十九條、第六百八十一條第二項乃至第五項を準用するも、供述又

は宣誓を拒むことを得るや否やは、保険署長に於て之を裁判す。保険署長の裁判に對しては一週間内に上級保険署に抗告を爲すことを得。上級保険署（決定部）は終局的に裁判を爲す。

(二十五) 第七百二十三條〔譯者註二十二〕に於て、第二號は左の如き法文を執る。

(一) 證人又は鑑定人か裁判の基礎となる證言又は鑑定に際し獨逸普通刑法典第百八十三條 a、第百八十四條、第百八十六條 a に於て刑を規定せる行爲につき罪あるとき。

〔譯者註二十二〕 第七百二十三條第二號の現行法文左の如し。

其の外左の各號の一に該當する場合には再審を許す。(二) 裁判の基礎とする證言又は鑑定の宣誓に依つて、證人又は鑑定人か故意又は過失に因り宣誓義務に違反したるとき。

第百四十八條 使用人保險法は左の如く之を改正す。

(一) 第二十六條第二項第二段に於て「及び第九十五條乃至第九十七條」の字句を削除す。

(二) 第五十一條〔譯者註一〕第二項第三段に於て、「酒精濫用者療養所」の語の次に「又は節制院」の語を挿入す。

〔譯者註一〕 使用人保險法第五十一條の規定左の如し。

酒精濫用者禁治産の宣告を受けたるにあらざるときは、之に對し全部又は一部現品給付 *Sachleistung* を提供することを得。關係保護團體の一又は該酒精濫用者の居所の地方團體官廳の申立ありたるこ

きは現品給付を爲すを要す。酒精濫用者禁治産の宣告を受けたる場合にあつては、後見人の同意ありたる場合に限り現品給付を許す。後見人の申立ありたるときは現品給付を爲すを要す。(第二項)

現品給付は居所の地方團體に於て之を提供す。現金給付 *Barleistung* を求むる請求權は物件の受領の價額に於て地方團體に移す。現品給付は酒精濫用者療養所への收容に依つて之を提供することを得へく、又は地方團體の同意ありたるときは酒精濫用者保護機關の仲介を通して亦之を提供することを得。(第三項) 現金給付の殘額は本人に代つて利用する爲に受領權利者の配偶者、其の子又は其の父母に交付すへく、是等の者を存せざるときは之を地方團體に交付すへし。

(三) 第七十二條〔譯者註二〕に於て「勞働所若は矯正施設内に拘置せらるる間」の字句に代ふるに、「官廳の命令に基きて施設内に監置せらるる間」の字句を以てす。

〔譯者註二〕 第七十二條の現行法文左の如し。

年金は權利者か一箇月以上の自由刑に服役中なる間、又は勞働所若は矯正施設内に拘置せらるる間は休止す。(第二項略)。

(四) 第百九條〔譯者註三〕に於て第二項は左の如き法文を執る。

左の各號の一に該當する者は被選舉權を有せず。

(一) 官廳の命令に基きて施設内に監置せらるる者。



(二) 刑事裁判所の有罪の言渡に依つて公職に就任し、又は公の事項に於て選舉を爲し、表決を行ふの資格を喪失したる者其の資格喪失の期間中。

(三) 公職就任資格又は選舉權若は表決權の喪失を結果として伴ふことあるべき重罪若は輕罪に基く公判の命令を受けたる者。

(四) 保護監督の下に置かるる者。

(五) 裁判所の命令に依つて自己の財産に關する處分を制限せられたる者。

〔譯者註三〕 第九九條の現行法文左の如し。

管轄委員として被選舉權を有するは成年の獨逸國民に限る。(第二項) 左の各號の一に該當する者は被選舉權を有せず。(一) 刑事裁判所の有罪の言渡の結果として公職に就任するの資格を喪失したる者、又は此の資格の喪失を結果として有することあるべき重罪若は輕罪の故を以て訴追せられたる者本人に對して本手續の開始ありたるとき。(二) 裁判所の命令の結果自己の財産に關する處分を制限せられたる者。

(五) 第二百十四條第二段〔譯者註四〕に於て「宣誓」の語を削り、其のあとに「眞實開示の義務を引合とする保證を伴ふか、又は宣誓の下に於てする」の字句を挿入す。

〔譯者註四〕 第二百十四條第一項及び第二項の現行法文左の如し。

給付を求むる申立は國保險局又は保險署に宛つへし。證據書類を添付すへし。保險署に申立を爲したるときは、保險署は遲滯なく之を國保險局に廻付するを要す。(第二項) 國保險局は事實關係を明白にす。國保險局は保險署、區裁判所又は其の他の官廳に證據調を囑託することを得へく、宣誓訊問の囑託は保險署又は區裁判所に向つてのみ之を爲すことを得るものとし、第二百十八條乃至第二百二十八條を準用す。

(六) 第二百十八條〔譯者註五〕に於て

(a) 第一項第二段に於て「同僚を」の次に、「眞實開示の義務を引合とする保證を以てして訊問し、及び證人を」の字句を挿入す。

(b) 第二項第一段に於て「宣誓」の語に代ふるに「眞實開示の義務を引合としての保證を以てする訊問又は宣誓の下に於てする」の字句を以てす。

〔譯者註五〕 第二百十八條の現行法文左の如し。

保險署は事件を準備し、且自由なる裁量に從つて事實關係を明確にする爲に必要な所の事項を、自由なる裁量に從つて調査す。保險署は證據調を爲すことを得へく、特に自己の裁量に從つて檢證を行ひ、證人及び鑑定人、特に申請人の職業上の同僚を宣誓せしめて迄も訊問し、醫師の診斷及び各種の官憲の報告を徴し、他の保險主體をも召喚することを得。(第二項) 保險署に於ける證據調か

特に訊問すべき者の居所の保険署の所在地と著しく隔絶せるの故を以て重大なる困難を免れざることは、之を他の保険署を囑託することを得べく、又は他の保険署に於ける證據調も亦困難を免れざるべきときは他の官廳を囑託することを得るも、宣誓訊問は保険署又は區裁判所に限り囑託することを得。遅延するに於ては危険を存するとき亦同し。(第三項略)。

(七) 第二百二十條〔譯者註六〕に於て

- (a) 第一項に於て「宣誓を行ふ」の字句に代ふるに、「訊問に先たちて其の課せられたる研究及び審査を行ひ、眞實開示の義務を引合として保證を爲し、且證人として宣誓を行ふ」の字句を以てす。
- (b) 第二項に於て第一段に代ふるに左の規定を以てす。

證人及び鑑定人か民事訴訟法第三百七十七條b、第三百九十一條、第四百十條に規定したる保證を爲すを要するは、保證か眞實に適したる供述を招來するに必要と認めらるる場合に限る。證人は供述か裁判にとつての決定的の意義を有し、且狀況上眞實に適したる供述を招來する爲に宣誓を必要と認めらるる場合に限り、例外として之を宣誓せしむることを得。證人の供述か宣誓せられたるときは、其の字句の儘を録取すへし。

- (c) 第二項第二段に於て「供述は」の語に代ふるに「證言及び鑑定、保證及び宣誓は」の字句を以てす。
- (d) 第二項第三段に於て「供述」の語に代ふるに、「證言又は鑑定、保證」の字句を以てす。

〔譯者註六〕 第二百二十條の現行法文左の如し。

證人又は鑑定人として出頭し、訊問に應じ、宣誓を行ふの義務に關する民事訴訟法の規定を準用す。

(第二項) 證人及び鑑定人は眞實の供述を招來する爲に必要な場合に限り、之を宣誓せしむることを得。供述は此の法律か黙秘の義務を設定するの故を以て、之を拒むことを得す。供述又は宣誓を拒むことを得るや否やは保険署に於て之を裁定す。此の裁定に對しては一週間に、上級保険署(判決部)に抗告を爲すことを許す。

(八) 第二百二十一條〔譯者註七〕に於て第一項は左の如き法文を執る。

證人又は鑑定人

出頭せざるべき、

法定の事由あるにあらすして自己の負擔に屬せしめられたる検査又は審査の義務を果すことを拒みたるべき、

證言又は鑑定、眞實開示の義務を引合としての保證又は宣誓を原因を開示することなくして拒み、又は口實としたる事由か重要なものにあらずとして既判力を以て宣告せられたる後に至つて之を拒みたるべき

は、之に對して金錢に於てする秩序罰に限り之を科することを得。

〔譯者註七〕 第二百二十一條の現行法文左の如し。

證人又は鑑定人出頭せざるべき、

事由を開示することなくして供述若は宣誓を拒み、又は口實としたる事由か既判力を以て重要な  
らすとして宣誓せられたる後に至つて之を拒みたるときは、之に對し金錢に於てする秩序罰に限り  
て之を科することを得。(第二項) 此の罰は保險署に於て之を科す。抗告に關しては上級保險署(判  
決部)是か裁判を爲す。

(九) 第二百九十六條〔譯者註八〕に於て第二號は左の如き法文を執る。

(一) 證人又は鑑定人裁判の基礎となる證言又は鑑定に際し、獨逸普通刑法典第百八十三條<sup>a</sup>、第  
百八十四條、第百八十六條<sup>a</sup>中に於て刑を規定せる行爲の罪あるに至りたるべき。

〔譯者註八〕 第二百九十六條第二號の現行法文左の如し。

其の外左の各號の一に該當する場合に再審を許す。(二) 裁判の基礎となる證言又は鑑定に宣誓に  
依つて證人又は鑑定人か故意又は過失に因り宣誓義務に違反したるとき。

(十) 第三百四十三條〔譯者註九〕に於て *viscerallich* の文字に代ふるに *vorzeitlich* の文字を以てす。

〔譯者註九〕 第三百四十三條の現行法文左の如し。

保險票に於て不動文字の間に虚偽の記入を爲し、又は不動文字の間に記入する爲に書入れたる文字

又は數字を變造し、又は故意にかくの如き票を行使したる者は、保險署に於て金錢に於てする秩序  
罰を以て罰す。

(十一) 第三百四十四條〔譯者註十〕に於て第二項を削除す。

〔譯者註十〕 第三百四十四條の現行法文左の如し。

備主に對して所持者を顯著ならしむる意圖に於て、保險票中に於て記入、標識又は偽造を爲したる  
者は、罰金又は六箇月以下の禁錮を以て罰す。減輕事情を存するときは禁錮に代へて拘留を言渡す  
ことを得。(第二項) 證書偽造(國刑法典第二百六十七條、第二百六十八條)に基く訴追は、自己又  
は他人に財産上の利益を致し、又は他人に損害を加ふるの意圖に於て偽造を犯したる者に對しての  
み之を行ふ。

(十二) 第三百四十四條の次に左の規定を挿入す。

第三百四十四條<sup>a</sup> 第三百四十三條及び第三百四十四條の場合に於ては保險票の偽造又は變造は、保  
險署の請求ありたる場合に限り證書偽造(獨逸普通刑法典第二百三條)として之を訴追す。犯人か  
證書偽造の故を以て有罪の言渡を受けたるときは、金錢に於てする秩序罰を以てする處罰を除外す。

(十三) 第三百四十五條第一項第一段〔譯者註十一〕に於て、「三箇月」の語に代ふるに「一年」の語を  
以てす。

〔譯者註十一〕 第三百四十五條第一項の現行法文左の如し。

國保險局の機關の構成員又は僱員として、此の法律に依り給付確認の權限を有する官廳の官員又は僱員として、かくの如き官廳に於ける代表員又は陪席員としての公の資格に於て、被保險者の疾病又は其の他の廢疾又は其の原因に關して自己の知悉したる所の事項を妄りに披露したる者は、罰金又は三箇月以下の禁錮を以て罰す。

〔十四〕 第三百五十條乃至第三百五十三條〔譯者註十二〕を削除す。

〔譯者註十二〕 ここに削除することとしたる規定の現行法文左の如し。

第三百五十條 眞正の印紙として行使せんか爲に印紙を偽造し又は之を變造したる者、又は同じ目的を以て偽造の印紙を獲得、行使し、陳列し、又は之を取引に供したる者は三箇月を下らざる禁錮を以て罰し、之に併せて公權の喪失を言渡すことを得。

第三百五十一條 既に行使済なる印紙を故意に再行使し、又は再行使の爲に之を獲得、陳列し、又は之を取引に供したる者亦前條（第三百五十條）の刑に同じ。減輕事情を存するときは罰金又は拘留を言渡すことを得。

第三百五十二條 第三百五十條及び第三百五十一條の場合に於ては印紙か有罪被告人に屬せざる場合にあつても、是か沒收を言渡すへし。特定人を訴追すること能はず、又は特定人に有罪の言渡

を爲すこと能はざる場合にあつても、前段の處置を爲すを要す。

第三百五十三條 國保險局、又は其の他の官廳の委任狀を有するにあらずして、スタンプ、印章、彫版、臺版又は其の他印紙を製作するに供することを得へき型、又はかくの如き型の印刷を製作、獲得し、又は國保險局若は官廳以外の者に交付したる者は、百五十馬克以下の罰金又は拘留を以て罰す。（第二項）罰金又は拘留に併せてスタンプ、印章、彫版、臺版又は型の有罪被告人に屬せざる場合にあつても尙ほ是か沒收を言渡すことを得。

〔十五〕 第三百五十五條〔譯者註十三〕に於て

(a) 第一項に於て「罰金は裁判所の言渡したるものを除き」の字句に代ふるに、「秩序罰及び金錢に於てする強制罰」の字句を以てす。

(b) 第二項に於て「罰は裁判所の言渡したるものを除き」の字句に代ふるに、「秩序罰及び金錢に於てする強制罰」の字句を以てす。

〔譯者註十三〕 第三百五十五條の現行法文左の如し。

罰金は裁判所の言渡したるものを除き、之を國保險局の金庫に收納す。（第二項）罰は裁判所の言渡したるものを除き、地方團體の公課に於けるか如く徴收す。

〔十六〕 第三百五十六條及び第三百五十七條〔譯者註十四〕に於てそれぞれ

- (a) 第二段に於て「日を以て」の字句に代ふるに、「日に」の字句を以てす。  
 (b) 第三段及び第四段を削る。

〔譯者註十四〕 第三百五十六條及び第三百五十七條の現行法文左の如し。

第三百五十六條 此の法律の罰則に對する違反行爲にして裁判所の管轄に屬せざるものは五年にして時効に罹る。時効は行爲の所犯ありたる日を以て其の進行を開始す。時効は罰を科するの權限を有する者の犯人に對して指向せらるるあらゆる行爲に依つて中斷せらる。中斷と同時に新なる時効其の進行を開始するものとし、違反行爲の所犯ありたる日以來遅くも十年の経過すると共に完了す。

第三百五十七條 終局的に科せられたる罰にして裁判所の言渡したるにあらざるものは二年を以て時効に罹る。此の時効は裁判の終局的となりたる日を以て其の進行を開始す。時効は罰の執行を爲すの任を有する者の罰の執行に指向せらるるあらゆる行爲に依つて中斷せらる。中斷と共に新なる時効其の進行を開始するものとし、裁判の終局的となりたる日以來遅くも四年の経過すると共に完了す。

第四百四十九條 國鑛山勞働組合法は左の如く之を改正す。

- (一) 第九十一條第一項に於て「勞働所又は矯正施設内に拘置せられたる」の字句に代ふるに、「官廳の

命令に基きて施設内に監置せられたる」の字句を以てす。

- (二) 第四百三十三條第一項に於て「及び罰金」の字句に代ふるに、「竝に秩序罰及び金錢に於てする強制罰」の字句を以てす。

- (三) 第五百三十三條に於て第二項を削除す。

- (四) 第六十六條に於て第二項は左の法文を執る。

左の各號の一に該當する者は被選舉權を有せず。

- (一) 官廳の命令に基きて施設内に監置せらるる者、  
 (二) 刑事裁判所の有罪の言渡に因つて公職に就任し、又は公の事項に於て選舉を爲し若は表決を行ふの資格を喪失したる者此の資格喪失の期間中、  
 (三) 公職就任資格又は選舉權若は表決權の喪失を結果とすることあるべき重罪若は輕罪の故を以て公判を命せられたる者、

- (四) 保護監督の下に在る者、  
 (五) 裁判所の命令に因つて自己の財産に關する處分を制限せらるる者。

- (五) 第二百二十六條に於て「罰金」の語に代ふるに、「秩序罰及び金錢に於てする強制罰」の字句を以てす。

(六) 第二百三十六條は左の如き法文を執る。

第二百三十六條 秩序罰及び金錢に於てする強制罰は、區鑛山労働組合金庫又は特別の疾病基金に繰入るるものとす。

第二百五十條 一九二三年十月二日、一九二三年十二月十四日及び一九二四年十一月二十一日命令の法文に於ける一九〇〇年六月三十日の四人の傷害保護に關する法律は左の如く之を改正す。

(一) 第十五條第一號に於て「労働所又は矯正施設に拘置せらるる」の字句に代ふるに、「官廳の命令に基きて施設内に監置せらるる」の字句を以てす。

(二) 第二十四條に於て

(a) 第一項に於て第二段を削除し、第一段に代ふるに左の規定を以てす。

企業者又は其の代理人若は受任者か故意又は過失に因り自己か自己の職務、職業又は營業の然らしむる所として特別なる義務を負へる注意を閑却して傷害を招來したるときは、此の法律に基きて賠償義務者、地方團體、救貧團體、疾病基金、國鑛山労働組合、賠償基金、埋葬基金及び其の他の扶助料基金か傷害に基きて法律上又は規約上出捐するを要する一切の事項につき負擔の義務を負ふ。

(b) 第四項に於て「刑事裁判所の判決か既判力を有するに至りたる日より十八箇月内に、其の他の場

合にあつては」の字句を削る。

(三) 第二十五條に於て「第二十三條及び第二十四條に於て」の字句に代ふるに、「第二十三條に於て」の字句を以てす。

第二百五十一條 一九二七年十二月二十二日の告示の法文に於ける一九二〇年五月十二日の國救護法第六十一條第一項第五號に於て、「労働所又は矯正施設に拘置せらるる」の字句に代ふるに、「官廳の命令に基きて施設内に監置せらるる」の字句を以てし、「……は矯正施設と看做さす」の字句に代ふるに、「……に於ける收容は本法に所謂監置と看做さす」の字句を以てす。

第二百五十二條 一九二八年三月二十日の告示の法文に於ける一九二二年二月十日の救護事件に於ける手續に關する法律は左の如く之を改正す。

(一) 第十五條は左の如き法文を執る。

(二) 左の各號の一に該當する者は救護權者側の陪席員として選任するを得ず。

(一) 官廳の命令に基きて施設内に監置中の者、

(二) 刑事裁判所の有罪の言渡に依つて公職に就任し、又は公の事項に於て選舉を爲し若は表決を行ふの資格を喪失したる者此の資格喪失の期間中、

(三) 公職就任資格又は選舉權若は表決權の喪失の結果を伴ふことあるべき重罪若は輕罪の故を以

て公判を命ぜられたる者、

(四) 保護監督の下に在る者、

(五) 禁治産の宣告を受けたるか、又は假後見の下に在る者、

(六) 肉體上又は精神上的の癡疾の故を以て職務の執行に適せざる者。

(二) 第六十六條に於て第七號は左の如き法文を執る。

(七) 證人又は鑑定人裁判の基礎となる證言又は鑑定につき獨逸普通刑法典第八十三條 a、第八十四條、第八十六條 a に於て刑を規定せる行爲の罪あるとき。

(三) 第八十四條に於て第二項及び第三項は左の如き法文を執る。

此の裁判につき管轄權を有する官廳眞實に適したる陳述を招來する爲に民事訴訟法第三百九十一條、第四百十條に依り保證を爲さしめて訊問を爲すことを必要と認めたるときの處置亦之に準すべし。行政官廳は供述に裁判にとつての決定的の意義を歸し、狀況を評價する際に於ける宣誓を眞實に適したる供述を招來する爲に必要と認めたるときに限り、例外として證人の宣誓訊問の爲に區裁判所を囑託することを得。證人の供述か宣誓せられたる限りは、其の文句の儘を録取すべし。鑑定人の宣誓を許さず。

第一項及び第二項の場合に於ては民事訴訟法の規定を準用するものとし、證言及び鑑定、保證及び

宣誓は此の法律又は國保險法か黙秘の義務を設定するの故を以て之を拒むことを得ず。證言又は鑑定、保證又は宣誓を拒むことを得るや否やは、受託判事に於て之を裁判す。此の受託判事の裁判に對しては一週間に民事訴訟法の規定に従つて直近上級の裁判所に抗告を爲すを許す。

(四) 第六十六條は左の如き法文を執る。

第六十六條 眞實開示の義務を引合として爲す保證及び證人の宣誓については第八十四條第二項の規定を準用す。

(五) 第七十七條に於て

(a) 第一項に代ふるに左の規定を以てす。

證人又は鑑定人として出頭し、訊問に應じ、訊問に先たちて其の課せられたる探究及び審査を行ひ、眞實開示の義務を引合として保證を爲し、又は證人として宣誓を爲すの義務、竝に鑑定人の忌避に關する民事訴訟法の規定を準用す。證言及び鑑定、保證及び宣誓は此の法律又は國保險法か黙秘の義務を設定するの故を以て之を拒むことを得ず。

(b) 第二項に於て第一段に代ふるに左の規定を以てす。

證人及び鑑定人呼出ありたるに拘らず充分なる辯解なくして出頭せず、法定の原因あるにあらずして自己に負課せられたる探究又は審査の義務を履行することを拒み、原因を開示することなくして

證言若は鑑定、保證若は宣誓を拒み、又は既判力を以て其の開示したる原因は重要にあらずとの宣告ありたる後に尙ほ證言若は鑑定、保證若は宣誓を拒みたるときは、之に對し金錢に於てする秩序罰のみを科することを得。

(c) 第三項に於て「供述」の語に代ふるに、「證言若は鑑定、保證」の字句を以てす。

(六) 第九條第三項に於て「拘留」の語に代ふるに「秩序罰拘留」の語を以てす。

(七) 第二百二十四條第二項に於て第三號に代ふるに左の法文を以てす。

(三) 證人の主要なる供述及び證人が眞實開示の義務を引合として其の供述の正確完全を保證したりや、又は其の證言を宣誓したりやの確認。

(八) 第五十條第一段に於て「三箇月」の期間に代ふるに、「六箇月」の期間を以てす。

#### 第十章 税法及び専賣法の改正

第五十三條 國公課法 Reichsalgabenordnung は左の如く之を改正す〔原註〕。

〔原註〕 此の提案は差當つての所（特に第一號乃至第四號、第八號、第四十七號、以下を参照すへし）租税事件に於ける手續の統一、及び國の税法の適應に關する法律案の規定する改正と、關係なく起案したるものなり。

(一) 第一條に於て

(a) 第一項に於て「國公課法に所謂」の字句を削除す。

(b) 第二項に於て「のみ」の語を削る。

(c) 第三項を削除す。

(二) 第一條の次に左の規定を挿入す。

第一條 a 第一條第一項に掲ぐる定義及び納税の祕密（第十條）及び租税刑法（第三百五十五條乃至第三百七十九條）に關する規定は、國、邦、地方團體、地方團體組合及び公法上の宗教團體の一切の租税に對して之を適用す。

租税罰事件に於ける裁判所の手續（第三百八十五條、第四百二十六條乃至第四百三十二條、第四百三十四條、第四百三十五條、第四百三十七條乃至第四百四十二條）及び行政罰裁決の否認及び内容（第三百八十六條第二項、第四百十二條第二項）に關する國公課法の規定は、其の直接適用せられざる限りは、すべての公法上の公課に準用す（第四百五十一條り）。公法上の交通税にあつては、第一段に記載したる規定の外、第三百八十六條第一項、第三百八十七條、第三百八十七條 a、第三百八十九條乃至第三百九十四條、第四百一條、第四百五條、第四百六條第一項乃至第三項及び第五項及び第六項、第四百七條、第四百九條乃至第四百十一條、第四百十二條第一項、第三項、第四百十



四條乃至第四百十九條、第四百二十條第一項、第四百二十二條乃至第四百二十五條中に掲ぐる行政罰手續に關する定規、及び免訴及び恩赦に關する規定(第三百六十二條)を準用す。

(三) 第十條は左の如き法文を執る。

第十條 納税の秘密は不可侵とす。

左の各號の一に該當する者は、納税の秘密侵害の罪あるものとす。

(一) 自己か公務員として、又は職務上立會はしめられたる課税手續又は租税罰手續に於ける鑑定人として、知悉したる納税義務者の關係、又は自己か公務員として、若は職務上立會はしめられたる鑑定人として關與したりし租税事件に於て、妄りに辯論の内容を披露したる者、

(二) 自己か公務員として、又は職務上立會はしめられたる課税手續若は租税罰手續に於ける鑑定人として開示を受けたるか、又は知悉するに至りたる營業上若は經營上の秘密を妄りに利用したる者。

公務員と稱するは、公職を執行する爲に任用せられたるすへての者を謂ふ。公法上の宗教團體の職務の主體に對しては、第二項の規定を準用す。

(四) 第十六條第二項に於て第三段は左の如き法文を執る。

裁判所構成法中に記載したる者の外、第十八條に依り財務裁判所の審判官又は納税委員會の委員と

しての其の職を褫奪せられたる者、又は租税通脱若は脱税品授受(第三百六十三條乃至第三百七十六條)の故を以て、又は納税の秘密の違反若は納税拒絶の勧誘(獨逸普通刑法典第四百十三條、第三百七十條)の故を以て處罰せられたる者も亦、此の職に補任すへからず。

(五) 第二十三條に於て第二項を削る。

(六) 第四十七條の前にある表題中に於て「官吏」の語に代ふるに「公務員」の語を以てす。

(七) 第四十八條に於て「官吏」の語に代ふるに「公務員」の語を以てす。

(八) 第四十九條に於て「官吏(第十條)」の字句に代ふるに、「公務員(第十條第三項)」の字句を以てす。

(九) 第八十四條、第八十九條に於てそれぞれ「強制罰金」*Zwangsgeldstrafen* の語に代ふるに、「金錢に於てする強制罰」*Erzwingungsstrafen in Geld* の字句を以てす。

(十) 第九十二條は左の如き法文を執る。

第九十二條 代表者、管理人又は代理人(第八十四條乃至第八十九條)其の義務を執行するに當つて税法違反を犯したるときは、被代理人は租税收入の減削の行はれたる(第三百六十五條)金額につき代當の責任を負ふ。

使用人又は其の他服務中なる者又は家族若は世帯の屬員營業主又は世帯主の利益に於て守るべき義

務の執行に當つて税法違反を犯したるときは、營業主又は世帯主は租稅收入の減削の行はれたる（第三百六十五條）金額につき代當の責任を負ふ。税法違反か營業主若は世帯主又は外部に對して之を代表するの權限を有する者の一人の知ることなくして犯されたる所に係り、且右の人物が服務中なる者の選定及び監督に際して、又は家族若は世帯の一員の監督に際して所要の注意を拂ひたるものと認定せらるる場合に於ては、別の原因に基きて代當の責任を存するにあらざる限りは、此の代當の責任を生ずることなし。

(十一) 第九十二條の次に左の規定を挿入す。

第九十二條 a 租稅通脫又は脱稅品授受を犯したる者は、其の納稅義務者にあらざる限りは、租稅收入の減削せられたる（第三百六十五條）額につき代當の責任を負ふ。

(十二) 第七十六條は左の如き法文を執る。

第七十六條 財務署 *Finanzamt* は地方財務署 *Landesfinanzamt* の許可を得て納稅義務者か眞實開示の義務を引合として書面を以て其の主張する事實の正確完全を保證せんこと（第二百九條）を要求することを得るものとし、此の地方財務署の許可は各場合につきて之を求むべく、また之を附與するを要するものとする。

財務署は納稅義務者に保證の字句を通知す。此の通知は保證を爲すべき期日の少くとも一週間以前

に納稅義務者に到達するを要す。財務署は此の通知中に納稅義務者は書面を以て保證を提出するを要するものなりや、はたまた財務署の面前に於て保證を爲すを要するものなりやを記載すへし。

財務署の面前に於て保證を爲すへきの要求ありたるときは、納稅義務者は書記一人を立會はしめたる財務署長の面前に於て保證に署名するを要す。署名を爲すに先たち不實又は不完全なる保證書の刑法上の結果に關して納稅義務者に説示を爲すへし。

此の保證は第二百二條に依り強制することを得ず。

(十三) 第七十七條に於て第二項に代ふるに左の規定を以てす。

其の實行するを得べくして且特殊の原因に基きて例外を必要とするにあらざる限りは、報告は書面を以て請求すべく、また附與すべきものとする。然れども財務署は報告人の出頭を命ずることを得。

第二項第二段の場合に於ては地方財務署の許可を得て、眞實開示の義務を引合として報告の正確完全を保證せんことを要求するを得。此の供述か收稅上の監督の執行又は租稅調査手續に於ける納稅請求權の認定につき決定的の意義を有し、且眞實に適したる供述を招來する爲に宣誓を必要と認めらるる場合には、例外として地方財務署の許可を得て供述の宣誓を必要とすることを得。

民事訴訟法第三百九十三條第一項第一號及び第二號を準用す。報告を拒絶することを得べき者は、保證及び宣誓をも拒絶することを得るものとし、是等の者に對しては此の點についての説示を爲す

へし。

保證及び宣誓を爲すについては民事訴訟法の規定を準用す。保證及び宣誓は財務署長に於て書記一人を立會はしめたる上にて、又は財務署の囑託に基き區裁判所に於て之を行はしむ。供述の宣誓せらるる場合にあつては、其の文句の儘を録取すへし。

報告人は獨逸普通刑法典に所謂證人と看做す。

(十四) 第七十八條第二項に於て

- (a) 冒頭の字句に代ふるに「親屬と看做す」の字句を以てす。  
 (b) 第三號に代ふるに左の規定を以てす。

(三) 被訊問者と直系に於て血族又は姻族たり、又は養子縁組に因つて結合せられ、又は傍系に於て二等若は三等の血族たり又は二等の姻族たる者、

- (c) 左の第四號を追加す。

(四) 被訊問者の育親及び育子。

(十五) 第七十九條第一項に於て第二號及び第三號に於てそれぞれ「開示せられ」の次に「たるか、又は知悉するに至りたる」の字句を挿入す。

(十六) 第八十四條を削除す。

(十七) 第八十八條に於て第三項に代ふるに左の規定を以てす。

第七十七條第二項乃至第五項及び第八十三條を準用す。鑑定意見の宣誓を許さす。

(十八) 第九十六條第一項に於て、第一段に續けて左の後半文を追加す。

其の外密輸入者又は密輸入品を存するの有力なる嫌疑を存するときは、建築物、圍墻を廻らしたる地所及び船舶も亦検査を受くるものとす。

(十九) 第九十九條の次に第九十九條<sup>a</sup>として從來の第三百六十六條を挿入す。

(二十) 第二百二條に於て

- (a) 第一項に於て「罰金」の語に代ふるに、「金錢に於てする強制罰」の語を以てす。  
 (b) 第二項に於て第一段、第二段及び第七段に於て「罰金」の語に代ふるにそれぞれ「金錢に於てする強制罰」の語を以てし、第二段、第三段、第四段及び第七段に於て「勾留」の語、及び第六段に於て「勾留の刑」の語に代ふるにそれぞれ「強制勾留」の語を以てし、及び第三段に於ては「四」の語に代ふるに「六」の語を以てす。

- (c) 第二項に左の第八段を追加す。

行刑法第二百五十四條及び第二百五十八條を準用す。

(二十一) 第二百九條に於て第二項は左の如き法文を執る。

眞實開示の義務を引合としての保証及び報告の宣誓は、眞實を探究する爲に別に手段を存すること  
なかりし場合に限り之を要求すへし。

(二十二) 第二百十條に於て第二項及び第四項に於てそれぞれ「宣誓に代る保証」の語に代ふるに、「眞  
實開示の義務を引合としての書面に依る保証」の語を以てす。

(二十三) 第二百九十八條に於て

- (a) 第二項に於て「良心に従ひ自己の爲し得る限りに於て完全に其の財産を開示したる旨の公示宣誓  
を爲す」の字句に代ふるに、「眞實開示の義務を引合として自己が周到なる審査に基づき、良知に従つ  
て自己の爲し得る限りに於て正確完全に自己の財産を開示したることを保証す」るの字句を以てす。
- (b) 第三項第一段に於て「宣誓」の語に代ふるに「保証」の語を以てす。
- (c) 第三項第二段に於て「第九百條第一項及び第二項」の字句の次に、「第九百條」の字句を追加  
す。

(d) 第三項第三段に於て「公示宣誓を爲すの義務を負へる」の字句に代ふるに、「第二項に規定したる  
保証を爲すの義務を負へる」の字句を以てし、「勾留」の語に代ふるに「強制勾留」の語を以てす。  
(二十四) 第三百三十八條に於て

- (a) 第三項に於て「自己が證書を所持せず、また其の何處にあるものなりやをも知らざるの公示宣誓  
を爲す」の字句に代ふるに、「眞實開示の義務を引合として自己が周到なる審査に基づき自己は證書を  
所持せざるものなること、また自己は證書か何處にあるものなりやをも知らざること、及び此の記  
載が正確にして完全なることを確實にしたることを保証す」の字句を以てす。
- (b) 第四項に於て「宣誓」の語に代ふるに、「保証の文句」の語を以てし、「宣誓」の語に代ふるに「保  
証」の語を以てす。

(二十五) 第三部(罰則及び處罰手續)に於て第一章(第三百五十五條乃至第三百六十一條、第三百六  
十三條乃至第三百六十五條、第三百六十七條乃至第三百七十七條、第三百七十九條乃至第三百八十四  
條)に代ふるに左の規定を以てす。

## 第一章 罰 則

### 第一節 通 則

第三百五十五條 本法に所謂税法違反の行爲とは

- (1) 租税通脱、脱税品授受及び税法上の秩序違反。
- (2) 租税通脱又は脱税品授受を犯したるか、又は第三號中に記載したる種類の處罰訴追を阻礙した

る者に對する庇護の提供。

(3) 租税遁脱、脱税品授受又は第二號に依る庇護を犯したる者の刑事訴追の阻碍〔原註〕。

〔原註〕 獨逸普通刑法典第二百一條に「刑事訴追の阻碍。刑の執行の阻碍」なる表題と左の如き法文を與へんとするの意圖あり。

他人の犯したる重罪又は輕罪に基くの刑事訴追の全部又は一部を意識と欲求とを以てして阻碍したる者は、禁錮又は罰金を以て罰す。

重罪又は輕罪に基き既判力を以て言渡ありたる刑の執行の全部又は一部を阻碍したる者亦前項の刑に同し。他人に對して既判力を以て認められ又は命せられたる、自由の剝奪を伴へる矯正又は保安の處分の執行は刑の執行に同し。

未遂を有罪とす。

行爲か親屬の利益の爲にする所犯に係るときは裁判所は、刑を免除することを得。

第三百五十六條 獨逸普通刑法典總則の部の規定は、第三百五十七條乃至第三百七十九條に別段の規定を存せざる限り、税法違反に對しても之を適用す。

第三百五十七條 行政罰手續に於て裁判を爲したるか、又は判決を爲すへき税法上の違反行爲か同一行政部門の官廳に於て行政罰手續に於て判決を爲したるか、又は判決を爲すへき他の行爲と相競合

したるときは、獨逸普通刑法典第六十八條を適用せす。

數個の法律違反か相競合し（獨逸普通刑法典第六十五條乃至第六十八條）此の法律違反の一に基きて第三者か罰金及び費用につきて代當の責任を負ふべき條件を存するに至りたるときは（第三百五十八條第一項乃至第三項）、此の罰金か代當責任を設定する法律の規定以外の規定に依つて定まる場合にあつても、此の代當責任を言渡すことを必要とす。此の場合には代當責任の額は代當責任を設定する法律に従つてのみ犯人を罰することを必要としたるか如く確定するを要す。

第三百五十八條 第八十三條乃至第八十八條に所謂代表者、管理人又は代理人か其の義務を執行するに當つて税法違反を犯したるときは、被代理人は是等の者に該當したる罰金及び處罰手續及び是等の者の科せられたる罰の執行の費用につきて代當の責任を負ふ。後見及び保佐の場合については本條の規定を適用せす。

使用人又は其の他服務中の者又は家族又は世帯の一員、其の營業主又は世帯主の利益に於て守るべき義務を執行するに當つて税法違反を犯したるときは、營業主又は世帯主は是等の者に該當する罰金、及び處罰手續の費用及び是等の者の科せられたる罰の執行の費用につきて代當の責任を負ふ。此の税法違反か營業主又は世帯主又は外部に對し是等の者を代理するの權限を有する者に於て知ることなくして行はれ、且是等の者か服務に在る者の選定及び監督に際し又は家族若しは世帯の一員の監

督に際して必要な注意を拂ひたることを確認せられたるときは、此の代當責任を生せず。犯人又は代當責任者か自己に對して言渡ありたる處罰判決の既判力の發生するに先たちて死亡したるときは、第一項及び第二項に規定したる代當責任は消滅す。

責任者の動産よりして罰金又は費用を徴收する能はざるときは、犯人と相並んで罰金及び費用につき代當の責任を負ふ者（第一項乃至第三項）に請求を爲すことを得。

第三百五十九條 左の各號の一に該當する物件は沒收すへし。

(一) 税法の規定に合致する包装又は記號又は規定に従ふ納税記號若は印紙を具備することなくして取引中を押へられたる納税義務を伴ふ製造品、

(二) 國境地域に於て發見せられたる關稅義務を伴ふ貨物にして、此の貨物か關稅上の外國より輸入せられたるにあらざること、又は既に關稅納付済なることの立證なきもの、

(三) 第一號及び第二號に記載したる製造品及び貨物の包装。

第一號の場合及び他の規定か税法違反の行爲につきて沒收を命し又は之を許す場合に於ては、沒收すべき物體か何人に屬するものなりや、及び特定人に對して處罰手續の開始せらるるや否やは沒收にとつては重要視する所にあらざす。其の外第一項の場合に於ては税法違反の行爲の認定せらるるや否やは重要視する所にあらざす。

沒收の言渡ありたるときは、此の判決の既判力と同時に所有權又は其の他の權利は移轉を來す。三者の權利は消滅す。此の判決の既判力の發生後に行はれたる權利の取得に對しては、權利者にあらざる者より權利を傳承したる者の利益に於て民法の規定を適用す。

第三百六十條 告發又は自己に對する刑事訴訟手續の開始に先ち自發的に稅務官廳につきて不實又は不完全なる申告を更正若は補完し、又は其の懈怠したる所を追完したる者は、其の程度に於て其の罰を免除す。租稅收入の減削ありたるときは（第三百六十五條）、稅務官廳の指定したる期間内に其の納付すべき金額を納付したる場合に限り其の罰を免除す。

第九十七條に規定したる申告か適時に且適法に行はれたるときは、同條に記載したる表示を爲すことを懈怠したる者、又は不實若は不完全に表示を爲したる者は是か爲に其の罰を免除せらるるも、其の以前に税法違反の故を以て告發の行はれ、又は刑事訴訟手續の開始せられたる場合は此の限りにあらざす。

第三百六十一條 有罪性は税法上の秩序違反の場合にあつては三年の経過と共に、爾他の税法違反の場合にあつては五年の経過と共に消滅す（時効）。

行政罰手續の開始ありたるときは、其の存續中は行政罰手續の對象たる者に對しては時効は休止す。然れども此の理由に基きて時効の休止するは二年以下とし、又は行政罰裁決に對して抗告の行はれ、

若は裁判所の裁判を求むる申立の提出ありたる場合に於ては四年以下とす。  
手形税に關する税法違反の行爲の場合にあつては、時効は手形か辨濟期に達すると同時に其の進行を開始す。

第三百六十二條 國税に關する税法違反の行爲の場合にあつては國大藏長官か行政罰手續の開始又は遂行を斷念すへき旨の指令を爲したるときに、有罪性は消滅す（免訴）。其の外免訴の權利は各邦の立法の定むる所に從つて各邦に歸屬す。

國税に關する税法違反の行爲の故を以て行政罰手續に於て罰の言渡ありたるときは、國大藏長官か罰を免除せる限りは罰の執行力は消滅す（恩赦）。第四百三十五條に依り裁判所に於て確定したる自由刑についても亦同し。國大藏長官は國税に對する違反行爲に關したる行政罰手續に於て言渡ありたりし附加罰、附帶的結果及び處罰手續の費用をも免除することを得。其の外恩赦の權利は各邦に歸屬す。

國大藏長官は自己に屬する權限を自己に隸屬する財務官廳に委任することを得。

## 第二節 特別規定

### 第一款 租税通脱

第三百六十三條 不正の所行に因つて租税收入を減削することに依つて自己又は他人に財産上の利益を致したる者は、租税通脱の罪あるものとす。

第三百六十四條 左の各號の一に該當する場合には不正の所行、（第三百六十三條）を存するものとす。

(一) 犯人か事實に關して稅務官廳又は徵稅に際して參與する公務員を欺罔し、又は法律上の義務に違反して之に對し事實を隱秘し、特に騙罔に因り納稅上の特典を獲得し又は濫用したるとき。犯人か條件又は目的を定めて納稅上の特典を與へられたる物件を豫め稅務官廳に届出つることなくして條件又は目的に合致せざる方法に於て使用したるときは、納稅上の特典の濫用を存するものとす。

(二) 犯人か印紙を貼用するに於てのみ、又は納稅記號を具備するに於てのみ他人に交付することを得へき證書を、意識と欲求とを以てして未納又は不足稅の儘他人に交付したるとき。

(三) 犯人か印紙を貼用し又は納稅記號を具備するに於てのみ國內に於ける自由の取引に供するを得へく、又は自己の消費の爲製造作業より採り來ることを得へき納稅義務を伴ふ製造品を、意識と欲求とを以てして未納又は不足納の儘國內に於ける自由の取引に供し、又は自己の消費の爲に製造作業より採り來るとき。

- (四) 犯人が暴力を以て、又は脅迫に依り税務官廳又は徴税に際し與する公務員に向つて、徴税の際に於ける或る職務行爲を強要し、又はかくの如き職務行爲を妨けたるとき。
- (五) 犯人が徴税に際し參與する公務員をして報酬を與ふることに依つて徴税に際し其の職務上の義務に違反するの決意を爲さしめたるとき。

第三百六十五條 左の各號の一に該當する場合には、租税収入の減削に依る財産上の利益の獲得を存するものとする。

- (一) 行爲か税務官廳をして過少の納税額を要求せしめ若は徴收せしめ又は納税の要求若は徴收を爲さざらしむるの結果を導きたるとき。其の際然らざるに於ては要求又は徴收せられたるべき金額か他の原因に基きて必然的に輕減せらるへかりしや否やは重要ならずとす。
- (二) 行爲か税務官廳をして補償請求權又は報償請求權又は其の他の納税上の特典を提供若は存置せしむるの結果を導きたるとき。其の際他の原因に基きて納税上の特典を要求することを得べきや否やは重要ならずとす。
- (三) 第三百六十四條第二號及び第三號の場合に於て印紙の貼用又は納税記號の使用か適時に行はれざるべきとき。
- (四) 第三百六十四條第二號及び第三號の場合を除き特別なる要求（納税額の確定、納税額の査定）

あるにあらすして納付すべき租税を納期に於て納付せざるべきとき。

第三百六十六條 租税の逋脱は輸出、輸入又は通過を禁止せられたる貨物に關しても亦之を犯すことを得。

第三百六十七條 租税を逋脱したる者は罰金又は二年以下の禁錮を以て罰す。罰金の多額は無制限とす。關税及び消費税にあつては、租税減削の金額を確定することを得る場合には、罰金は逋脱したる金額の二倍以下に量定すへし。未遂を有罪とす。

特に重き場合（獨逸普通刑法典第七十七條第二項）に於ては、一箇月を下らざる禁錮を言渡すへし。

第三百六十八條 關税を逋脱するを以て業とする者は、一箇月を下らざる禁錮を以て罰す。

自己又は共犯か人の抵抗を克服せんか爲に兇器又は其の他の道具若は手段を携帯して關税逋脱を犯したる者は亦前項の刑に同し。

第三百六十九條 犯人か自己又は他人を利得せしむるの意圖に於て行爲を爲したるときは、禁錮の外に罰金（第三百六十七條第一項第二段）を言渡すことを得。

數個の法律違反の競合ありたる場合には、獨逸普通刑法典第六十七條を準用す。

第三百七十條 租税逋脱に基きて五百馬克以上の罰金又は禁錮の言渡ありたるときは、刑の外處罰を



公告すべき旨を命令することを得。

此の公告の範囲及び方法は處罰判決中に於て之を定む。

處罰判決の既判力の發生以來六箇月を経過したるときは、もはや公告を許さず。

第三百七十一條 租税逋脱に基く有罪の言渡の場合にあつては、租税逋脱の行はれたる納税義務ある製造品及び貨物竝に其の包装の没收を言渡すへし。

製造品の製造作業か税務官廳に申告せられざりしときは（第九十四條第一項）、其の外作業室及び貯藏室内に在りたる納税義務を伴ふ製造品の貯藏竝に其の包装及び製造に供せらるる道具の没收に該る。

没收を執行する能はざる場合については、物體の價額に相當する金額の納付を言渡すへし。

第三百七十二條 外國人に對し租税逋脱に基きて五千馬克以上の罰金又は禁錮の言渡ありたるときは、地方警察官廳は此の外國人を國外に追放することを得。

執行官廳は地方警察官廳に處罰判決を通知すへし。

第三百七十三條 行爲か租税逋脱の犯罪構成事實と詐欺の犯罪構成事實との兩者を併せ具備する場合に於て、犯人か此の行爲に依つて單に租税収入を減削せんことを欲したるに止まるときは、租税逋脱に基きてのみ犯人を罰すへし。

## 第二款 脱税品授受

第三百七十四條 納税義務を伴ふ製造品又は貨物にして租税を逋脱したるものを買入れ、質物として受入れ又は其の他收得、隱秘、販賣し、又はかくの如き物體の販賣に協力したる者は、脱税品授受の故を以て租税逋脱につき規定したる刑を以て罰す。

未遂を有罪とす。

第三百七十條乃至第三百七十二條を準用す。

第三百七十五條 商業又は營業の經營に際し過失に因り租税を逋脱したるものなることを知らずして納税義務を伴ふ製造品又は貨物を買入れ、質物として受入れ、又は其の他收得、隱秘、販賣し若はかくの如き物體の販賣に協力したる者は、過失に因る脱税品授受の故を以て十萬馬克以下の罰金又は一年以下の禁錮を以て罰す。

第三百七十六條 脱税品授受者の有罪性（第三百七十四條及び第三百七十五條）は、租税逋脱を犯したる者の有罪性に從屬することなし。

## 第三款 税法上の秩序違反

第三百七十七條 租税連脱及び脱税品授受の場合を除き、納税義務者として又は納税義務者の事務を處理するに際して、收税の利益に於て（收税の準備、保全及び審査を包含す）制定したる法律の規定、又は之に關して制定して公告し、又は關係者に特別に告知したる行政規定に違反したる者は、税法上の秩序違反の故を以て一萬馬克以下の罰金を以て罰す。

左の各號の一に該當する者は第一項に依り罰せす。

- (一) 當爲規定に違反したる者、
- (二) 納付すべき金額を適時に納付せざる者、税務官廳か納期に於て直ちに督促し又は徴收することを得べきもの。

(三) 税務官廳か強制手段を規定して（第二百二條）爲したる命令に従はざる者。

第三百七十八條 税法上の秩序違反に因つて租税収入の減削を見たるときは、納税関却 *Steuer-V. n. nachlassigung* の故を以て十萬馬克以下の罰金を以て犯人を罰す。

第三百七十九條 自身經營を指揮するにあらざる經營主は財務署の許可を得て消費税につき税法上の秩序違反の罰則上の責任を經營の指揮者（第九十三條）に移轉することを得。

第三百五十八條中に規定したる經營主の代當責任は、此の移轉に因つて其の效力を妨げらるることなし。

財務署は何時たりとも此の許可を取消すことを得。

(二十六) 第三百八十六條に於て第二項は左の如き法文を執る。

裁判か罰金、處罰の公告及び沒收（第三百七十一條第三項に規定したる代科處分 *Ersatzmaßnahme* を包含す）を言渡さんことを欲するに止まるときは、此の裁判は財務署の權限に屬す。

(二十七) 第三百八十七條は左の如き法文を執る。

第三百八十七條 同一の行爲に對して租税法と、別の刑罰法規との何れをも適用することを得べき場合に於て租税法に基きて罰を定むべきときは（獨逸普通刑法典第六十五條、第六十六條）、審理は財務署の權限に屬し、第三百八十六條の限界内に於ては裁判も亦財務署の權限に屬す。

(二十八) 第三百八十七條の次に左の規定を挿入す。

第三百八十七條。租税連脱又は脱税品授受か問題たるにあらず、且犯人の罪責か輕微なるときは、財務署は處罰手續の開始又は遂行を見合はすの權限を有す。

(二十九) 第三百八十八條第二段に於て「本手續の開始」の字句に代ふるに、「公判の命令」の字句を以てす。

(三十) 第三百九十一條第二項に於て「庇護者」の語に代ふるに、「第三百五十五條第二號及び第三號に依る」の字句を以てす。

- (三十一) 第三百九十三條第一項に於て「又は之に對する危害」の字句に代ふるに、「又は脱税品授受」の字句を以てす。
- (三十二) 第三百九十六條第一段に於て「郵便物」の語の前に「其の他の」の語を追加す。
- (三十三) 第三百九十七條及び第四百二條を削除す。
- (三十四) 第四百四條に於て
- (a) 第一項に於て「第一項」の語に代ふるに「第二項」の語を以てす。
- (b) 第二項に於て「第二百二十八條及び第二百二十九條」の指示に代ふるに、「第二百二十八條乃至第三百十條」の指示を以てす。
- (三十五) 第四百六條に於て
- (a) 第二項に於て「審理の」の語に代ふるに「處罰手續の」の語を以てす。
- (b) 第四項に於て「審理」の語に代ふるに「處罰手續」の語を以てす。
- (三十六) 第四百七條に於て
- (a) 第一項に於て「五百馬克以上の罰金に關して」の字句を削除す。
- (b) 第四項に於て「第二百七十六條」の指示に代ふるに「第一百五十四條h第三項」の指示を以てす。
- (三十七) 第四百十條に於て

- (a) 第一段に於て「記録中に於て確定すべき罰に一の字句に代ふるに、「記録中に收容すべき處罰判決」の字句を以てし、第一段に左の後半を追加す。  
處罰判決は罰金及び沒收のみを言渡すことを得。
- (b) 第二段に於て「既判力ある有罪の言渡に同じ」の字句に代ふるに、「既判力ある有罪の言渡の效力を有す」の字句を以てす。
- (三十八) 第四百十二條に於て
- (a) 第二項に於て第一段に於て「證據方法」の語の次に、「必要の場合には附加罰及び附帶的結果をも」の字句を挿入し、第二段に於て「へし」の語に代ふるに「るを要す」の語を以てす。
- (b) 第三項を削除す。
- (三十九) 第四百十五條第二項に於て「又は被疑者たる婦女の夫」の字句及び、「又は被疑の婦女」の字句を削除す。
- (四十) 第四百二十四條に於て
- (a) 第二項の次に左の第三項を挿入す。  
有罪被告人の遺産に對しては裁判か其の生存中に既判力を有するに至りたる場合に限り罰金を執行することを得。

(b) 第五項（従来の第四項）に於て「代科罰」の語に代ふるに「代科処分」の語を以てし、「第三百六十五條第二項、第四百十二條第三項」の指示に代ふるに、「第三百七十一條第三項」の指示を以てす。

(四十一) 第四百二十七條に於て第二項は左の法文を執る。

財務署又は検事か公判の命令に先たちて其の申立をなしたるときは、參審裁判所に於ける公判に第二の區裁判所判事を立會はしむへし。事件の範圍又は意義上第二の區裁判所判事を立會はしむるを必要と認めらるるときは、此の申立を爲すへし。財務署か此の申立を提出したるときは、財務署は此の申立を検事に送附すべく、検事は之を裁判所に轉達すへし。

(四十二) 第四百二十八條に於て

(a) 第一項に於て第一段の次に左の第二段を挿入す。

此の決定に對しては即時抗告を爲すことを得。

(b) 第一項第三段（従来の第二段）に於て期間の語に代ふるに「申立の期間」の語を以てす。

(c) 第三項に代ふるに左の規定を以てす。

被疑者か不在（刑事訴訟法第五百五十四條h第三項）なる場合にあつても此の手續を遂行することを得。

(四十三) 第四百三十條第二項に於て「公判」の語に代ふるに、「第一審の公判」の語を以てす。

(四十四) 第四百三十三條に於て

(a) 第一項に於て第一段に代ふるに左の規定を以てす。

租税連脱又は納税閉却に基く有罪の言渡か納税請求權 *Steueranspr. recht* を存するや否や、又は租税収入か減削せられたるや否やを條件とし（第三百六十五條）、且國財務裁判所か此の問題を裁判せるときは、其の裁判は裁判所を羈束す。

(b) 第二項を削除す。

(四十五) 第四百三十五條に於て

(a) 第一段に於て「又は没收不可能なる物件の價額の代償の罰」の字句を削除す。

(b) 第三段に於て「本手續を開始するの權限を有する裁判所」の字句に代ふるに、「公判を命令するの權限を有する區裁判所判事」の字句を以てす。

(四十六) 第四百三十八條は左の如き法文を執る。

第四百三十八條 第四百三十七條の場合に於ては、公判被告人か不在なる場合にあつても（刑事訴訟法第五百五十四條h第三項）手續を遂行することを得。

(四十七) 第四百三十九條に於て

(a) 第二項に代ふるに左の規定を以てす。

代科自由刑は罰金につきて代當の責任を負ふ者を煩はすことなくして、責任者につきて其の全部又は一部を執行することを得。

(b) 第三項を削除す。

(四十八) 第四百四十條を削除す。

(四十九) 第四百四十三條は「第四節免訴」と云ふ表題と併せて之を削除す。

(五十) 第四百四十九條は左の如き法文を執る。

第四百四十九條 民法施行法第四百四條は補償及び報償請求權に關する國公課法の規定の適用せらるる程度に於て之を廢止す。

(五十一) 第四百五十一條の次に左の規定を挿入す。

第四百五十一條 a 獨逸普通刑法典及び行刑法の施行法の施行に先たちて制定せられたる邦法上の罰則は、國公課法の罰則的規定中に終局的に規律したる事項に關する限りに於ては之を廢止す。

是等の罰則か爾他の事項に關する限りに於ては其の效力を妨くることなし。其の程度に於ては新しき邦法上の罰則をも制定することを得。

第四百五十一條 b 國財務行政の官廳及び國の爾他の官廳の何れもか管理することなき公課につきて國

公課法の規定の準用ある限りは、邦政府は適用あるものと宣告せらるる規定中に於て財務署、地方財務署又は國大藏長官に附託せる權限は如何なる官署に歸屬するやを定むることを得。國財務行政の官廳以外の國官廳に於て管理する公課につきて國公課法の規定の準用せらるる限りに於ては、同一の權限は國政府に歸屬す。

(五十二) 第四百五十三條、第四百五十八條を削除す。

(五十三) 第四百六十二條に於て「百三十六」の數字に代ふるに「百三十五」の數字を以てす。

第四百五十四條 同盟關稅法は左の如く之を改正す。

(一) 第二百二十六條を削除す。

(二) 第三百三十四條、第三百三十五條、第三百三十七條乃至第三百六十五條に代ふるに左の規定を以てす。

第三百三十四條 貨物の輸出、輸入又は通過に指向せらるる禁止に違反したる者は、禁制違反の罪あるものとす。

消費稅の逋脱につきて適用ある規定は禁制違反に對しても之を準用す。其の罰金に該るときは、此の罰金は禁制違反の所犯ありたる關係貨物の普通價額よりも低かるへからす。

輸出、輸入又は通過につきて關稅又は其の他の租稅を納付すべき貨物に關する場合にあつては、本條第一項及び第二項を適用せず。

第三百三十五條 禁制違反、租税通脱、脱税品授受及び税法上の秩序違反の場合を除き、輸入禁止、輸出禁止又は通過禁止の實施の爲に制定したる法律上の規定、又は之に關して發布し、公然又は關係人に特に告示したる行政上の規定に違反したる者は、秩序違反の罪ありとす。  
税法上の秩序違反につきて適用ある規定を準用す。

第三百三十六條 營業者が明示的に輸入、輸出又は通過を禁止したる物件を税關に申告したるとき、又は他人に於て是等の物件を規定に従つて検査の爲に提出したるときは、其の沒收を言渡されたるにあらざる限りは之を還送すへし。郵便を以て送達したるかくの如き物件についても亦同し。

第一項第一段の場合に於ては還送は該物件を携行したる者の費用に於てし、第一項第二段の場合に於ては當該の物件それ自體を以て國にとつて生したる費用に代當す。

(三) 從來の第三百三十六條を以て第三百三十七條とし、此の第三百三十七條に於て

(a) 冒頭の字句に代ふるに左の法文を以てす。

關税通脱又は禁制違反に基く處罰は、關税通脱又は禁制違反の故意を認定するを必要とすることなくして之を行ふ。

(b) 左の第二項を追加す。

第一項の場合に於ては關税通脱又は禁制違反の故を以てしては、關税通脱又は禁制違反の故意の認

定せられたる場合に限り、禁錮を言渡すことを得。犯人かかくの如き故意あるにあらすして行爲を爲したるを認定せられたるときは、關税通脱又は禁制違反の故を以てする處罰を行はす。此の規定に依つて税法上の秩序違反（關税違反）に關する規定及び第三百三十五條の規定の效力を妨ぐるることなし。

第五百五十五條 一九二三年十月十日の手形税法に於て第二十一條及び第二十三條を削除す。

第五百五十六條 一九二三年六月十四日の法律及び一九二三年十二月十九日及び一九二四年一月二十八日の命令の法文に於ける一九二二年四月八日の保險税法に於て第十八條を削除す。

第五百五十七條 一九二一年十二月二十一日、一九二二年四月八日、一九二三年十月三十日及び一九二五年八月十日の法律及び命令の法文に於ける一九一九年九月十二日の煙草税法に於て、第五十六條乃至第六十七條、第六十八條乃至第八十一條、第百條を削除し、第六十七條の規定は其儘之を殘置す。

第五百五十八條 一九二六年三月三十一日の三鞭酒税法に於て第十二條を削除す。

第五百五十九條 一九二三年八月十一日及び十月二十七日、一九二四年二月十三日及び十四日、一九二五年八月十日及び一九二七年七月十五日の法律及び命令の法文に於ける一九二三年七月九日の砂糖税法に於て、第十七條乃至第十九條を削除す。

第六十條 一九二六年七月十四日のサッカー法は左の如く之を改正す。

(一) 第十條に於て

(a) 第一段に於て「何人と雖」の次に「故意又は過失に因り」の字句を挿入す。

(b) 第二段に於て「其の犯人に屬せざる場合、又は犯罪行為か過失に因る所犯に係る場合にあつても尙ほ」の字句を挿入す。

(二) 第十一條を削除す。

第六十一條 一九二六年八月四日のサッカー引に關する命令に於て、第八條に於て、「故意又は過失に因り」の字句を挿入す。

第六十二條 火酒專賣法は左の如く之を改正す。

(一) 第十條は左の如き法文を執る。

第十條 國專賣管理局員及び其の他の公務員（國公課法第十條第三項）、專賣の實施に參與する財務官廳の公務員、顧問、營業委員會委員は服務上自己の知悉する所となりたる專賣事業及び是と相牽聯する營業者の狀態を秘密にし、其の服務上承知したる業務上及び經營上の秘密を妄りに利用せざるの義務を負ふ。此の默秘の義務は公然告知せられたる事項又は長官に於て默秘の義務の適用に屬せざるものとして表示せられたる事項に及ばず。長官は專賣の狀況に關するものなるの程度に於てのみ默秘の義務を免除することを得るものとし、其の以上に互つては國大藏長官の同意を必要とす。

默秘の義務及び業務上及び經營上の秘密を妄りに利用せざるの義務は、本條第一段に記載したる者か其の職を退きたることに因つて阻却せらるることなし。

官吏にあらざる國專賣管理局員、顧問及び營業委員會委員は其の就任に際して拍手を以てして長官に、自己が良知良心に従つて其の職務に當り、默秘の義務に違反せず、業務上及び經營上の秘密を妄りに利用せざることを誓約するを要す。第一段に依り義務を負ひたる者は、獨逸普通刑法に所謂官吏とす。

(二) 第六十九條乃至第四十七條に代ふるに左の規定を以てす。

第六十九條 不正の仕方に依つて專賣收入を減削することに因つて自己又は他人に財産上の利益を致したる者は、專賣益通脱の罪あるものとす。

消費稅通脱につき適用ある規定は、專賣益通脱に對しても之を準用す。

妄りに燃燒裝置の運轉せられたることに因つて專賣收入の通脱せられたるときは、通脱せられたる專賣收入は、燃燒裝置か更に大なる期間又は更に小なる期間利用せられたることの認定せられたるにあらざる限りは、發見の時期に先たつ三箇月間に間斷なく運轉して燃燒裝置を以てして獲得することを得たりし酒精分に從つて算定す。

妄りに酒精蒸氣又は火酒を傳導し、若は之を引去することに依つて、又は故意に計量器の進行を碍

くることに依つて専賣收入を逋脱したるときは、逋脱か他の時期又は他の量にまで及びたることの認定ありたるにあらざる限りは、発見の時期に先たつ三箇月間間断なく傳導、引去又は妨碍の行はれたるものと推定する方法に於て、逋脱ありたる専賣收入を算定す。

第二百十條 左の各號の一に該當する場合にあつては専賣益逋脱の故を以てする處罰を行ひ、逋脱の故意の認定せらるるを必要とすることなし。

(一) 規定の經營申告なくして、又は經營申告中に表示せられたるとは別の日、別の室、又は別の燃焼装置を利用して火酒を醸造し、又は麥芽汁を調合し又は保藏したるとき、

(二) 協定火酒醸造場につきて規定したる帳簿を記帳せず、又は正確に記帳することを爲さず、又はかくの如き火酒醸造場に於て申告せざる材料を使用して火酒を醸造し、又は麥芽汁を調合し又は之を保藏したるとき、

(三) 酒精蒸氣又は火酒を妄りに傳導し、又は引去したるとき、

(四) 官の監視の下に在る火酒を妄りに處分したるとき、

(五) 官の封印を妄りに侵害したるとき、又は火酒貯藏桶及び計量設備を包含する火酒醸造装置の一部にして、酒精蒸氣又は火酒を傳導し、又は引去することを得べきものを妄りに侵害したるとき、

(六) 火酒醸造場に於て計量装置の正確なる作用を碍くるに適したる行爲の行はれたるとき、又は示度不正確なる計量装置の引續き使用せられたるとき、

(七) 國專賣管理局に於て割引の賣價を以て賣渡したる火酒を規定に違反して轉賣したるとき、又は買主に於て規定に依る轉賣を立證する能はざるるとき、

(八) 苦味を帯ひたる火酒より其の苦味の成分の全部若は一部を遊離せしめたるるとき、又は苦味を帯ひたる火酒に味、臭若は外觀に關して苦味成分の作用を緩和すべき材料を混和したるとき、又はかくの如く處置したる火酒を陳列又は販賣したるとき、

第一項の場合に於ては逋脱の故意の認定せられたる場合に限り、専賣益逋脱の故を以て禁錮を言渡すことを得。行爲者か逋脱の故意を有するにあらざして行爲を爲したることを認定せられたるときは、専賣益逋脱の故を以てする處罰を行はず。第二百五條は其の效力を妨げらるることなし。

第二百十一條 専賣收入を逋脱したる火酒又は火酒副産物を購買し、擔保として受領し、又は其他之を收得、隠秘、賣却し、又は是か賣却に協力したる者は、専賣益逋脱品授受 *Monopolhehlerei* の罪あるものとす。

故意又は過失に因り犯したる消費稅の場合に於ける脱稅品授受到對して適用ある規定は、専賣益逋脱品授受についても之を準用す。



第二百二十二條 妄りに火酒を精溜したる者は一年以下の禁錮又は罰金を以て罰す。

第二百二十三條 第十條に違反して黙秘の義務を侵害し、又は妄りに業務上の秘密又は經營上の秘密を利用したる者は、租税の秘密を侵害したる場合に於けるか如く之を處罰す。

本條の犯罪行為は國專賣管理局長官、又は利益を侵害せられたる者の請求ありたる場合に限り之を訴追す。

第二百二十四條 故意に第一百五條の規定に違反したる者は、六箇月以下の禁錮又は罰金を以て罰す。犯罪行為か過失に因る所犯に係るときは刑は、三箇月以下の禁錮又は罰金とす。

第一百五條の規定に違反して醸造し、取引に供し又は輸入したる物件及び其の包被は、其の犯人に屬せざる場合にあつても尙ほ之を沒收することを得。沒收に代へて滅却を命令することをも得。一九二七年七月五日の食料品法第十六條を準用す。

第二百五條 專賣法の規定又は專賣法に關し制定して公告したるか若は關係者に特別に告知したる行政規程に違反し、之に因つて第十九條乃至第二百二十四條に於て處罰することを爲したる行為及び不作爲の犯罪構成事實を具備することなきものは、專賣法上の秩序違反の罪あるものとす。税法上の秩序違反につき適用ある規定は、專賣法上の秩序違反に對しても之を準用す。

第二百二十六條 左の各號の一に該當する物件は之を沒收すへし。

(一) 專賣益遁脱、專賣品授受又は精溜獨占(第二十九條)に對する違反の爲に行使せられたる物件、又はかくの如き行使を目的としたる物件、

(二) 出所若は取得の立證する能はざる火酒、

(三) 第一號及び第二號の適用を受くる火酒の包被、

(四) 燃燒又は醱酵の装置又は其の他火酒の醸造又は精溜に適したる装置にして其の取得又は他人への引渡を規定に違反して税務官廳に申告することなかりしもの、

(五) 第四十六條の規定に違反して行為の行はれたる關係の物體。

第一項第二號の場合に於ては有罪行為の認定ありたるを否とは重要ならず。

第二百二十七條 國公課法第九十二條、第九十二條<sup>a</sup>、第九十九條<sup>a</sup>及び第三編第一章の規定は、此の法律自體又は專賣制度の本質よりして別段の論結を生ずるにあらざる限りは之を準用す。

(三) 第二百四十九條に於て第一項を削除す。

#### 第十一章 郵便及び交通制度に關する國法の改正

第六十三條 獨逸國郵便制度に關する法律は左の如く之を改正す。

(一) 第一條<sup>a</sup>に於て「第一條、第二十七條、第二十八條、第三十條乃至第三十三條」の指示に代ふる

- に、「第一條、第二十七條乃至第二十九條」の指示を以てす。
- (二) 第十五條に於て「第一條」の字句に代ふるに、「第一條及び第一條a」の字句を以てす。
- (三) 第二十四條を削除す。
- (四) 第二十五條に代ふるに左の規定を以てす。

第二十五條 郵便料金、運賃、包装費の支拂並に關稅額、關稅罰、倉敷料、公課及び其の他郵便官署に於て遞送の機會に立替へたる金額、又は郵便官署に對して外國政府より支拂要求ありたる金額の賠償を求むる請求權に關しては、通常裁判所に出訴することを得。

第二十五條a 郵便官署は第二十五條に記載したる種類の延滞せる金額の支拂を、行政上の方法に於て強制するの權利を有す。

第二十五條に記載したる料金及び其の他の金額の支拂の義務に關する異議は、強制手續外に於て通常裁判所に於ける訴訟の方法に於て進行すへし。民事訴訟法第七百七條を準用す。

第二十五條b 強制手續(第二十五條a第一項)に對しては、以下に於て別段の規定を存するにあらざる限りは、國公課法第二百九十九條乃至第三百四十六條の規定を準用す。

第二十五條c 執行機關は管轄權ありと宣告せられたる獨逸國郵便の服務機關とす。此の郵便の服務機關は第二十五條bに記載したる規定の意味に於て財務官署に代る。獨逸國郵便行政に對する訴の

提起、又は民法に依り法律上當然に第二十五條に記載したる料金若は其の他の金額を納付し、又は是か爲に強制執行を認容するの義務を負ふ權利承繼人又は第三者に關する場合にあつては、郵便管理局は第二十五條bに記載したる規定の意味に於ての財務官署に代る。

其の他の關係に於ては郵便管理局は地方財務署に代る。

第二十五條d 徴收の種類及び方法、又は徴收の際執行官吏に於て遵守すべき手續に關する申立、異議及び警告に關しては、徴收の行はれたる地又は徴收行爲の行はれたる地を管轄する區裁判所是か裁判を爲す。此の手續は民事訴訟法の規定に従つて定まる。

第二十五條e 第一項に記載したる執行官廳又は其の上級服務官廳の抗告を更正する權限は本條の規定に依つて其の效力を妨ぐるることなし。

第二十五條e 執行官廳の命令の遂行の爲にする強制罰の確定を許さす。

第二十五條f 義務者の財産に於てする執行の試圖が失敗に終りたるときは、義務者は執行官廳の請求に基き民事訴訟法第八百七條の規定の定むる所に従つて、區裁判所に於て自己の財産を公開するを要す。

國公課法第三百三十八條第三項及び第四項の場合に於ても、區裁判所に於て保證を爲すへし。

此の手續に對しては民事訴訟法第八百九十九條乃至第九百十五條を適用す。此の場合には第二項に

記載したる保證は民事訴訟法第八十三條に規定したる保證に同しく、國公課法第三百三十八條第四項に於て認めたる保證句の變更に關しては、裁判所是か決定を爲す。

第二十五條<sup>g</sup> 第二十五條乃至第二十五條<sup>f</sup>の實施の爲に必要とする規定は、國郵務長官に於て國司法長官と協調して之を制定す。國公課法第三百六條第三項に記載したる種類の命令についても亦同し。

(五) 第四章及び第五章(第二十七條乃至第四十六條)に代ふるに左の規定を以てす。

#### 第四章 郵便料金の違反に對する罰則

第二十七條 左の各號の一に該當する者は郵便料金違反 *Postgebührenübertretung* の故を以て一萬馬克以下の罰金を以て罰す。

- (一) 第一條又は第一條<sup>a</sup>の規定に違反して郵便に依る以外の方法を以て報酬の支拂を受けて信書又は政治上の新聞を遞送又は傳送したる者、
- (二) 料金納付の義務を負ふ郵便物に料金の納付を免るる記號を使用したる者、又はかくの如き郵便物を郵税無料を以て遞送せらるる他の郵便物内に併せ包裝したる者、
- (三) 郵便物としての遞送に適したる物件を國郵便行政に服務する者又は郵便物の遞送を命せられ

たる者に故意に携行の爲交付し、之に因つて郵便料金を免れたる者。

第二十八條 郵便料金違反の有罪性の消滅するまでに經過するを要する時効期間は二年とす。

第二十九條 人郵便料金違反の故を以て、又は國郵便行政に依つて經營せらるる交通手段を濫用したる故を以て獨逸普通刑法第三百四十七條に依り有罪の言渡を受けたるときは、國郵便行政を通して該物體の遞送につき納付することを必要としたるへき料金と免れたる運賃とを納付するを要す。裁判所か特に輕微なる場合を存するの故を以て刑を科することを爲さざりし場合にあつても尙ほ此の規定を適用す。

無料の郵便物につき徴收せらるる料金は之を免れたるものと看做す。新聞については新聞特送規則の種類に従ふ遞送を存するときは、新聞料金は此の料金に代る。

第二十七條第一號の場合に於ては發送者と遞送者とは連帶債務者として料金納付の責を負ふ。

#### 第五章 郵便料金違反の場合に於ける訴訟手續

##### A、總 則

第三十條 本法に別段の規定を存せざる限りは刑事訴訟法を適用す。

第三十一條 郵便料金違反の訴追は本法に別段の規定を存せざる限りは、一に郵便管理局のみの権限に屬す。

専ら罰金のみの言渡を爲さんと欲する場合にあつては裁判は郵便管理局の権限に屬す。

第三十二條 郵便管理局は何時たりとも爾後の審理若は裁判を斷念して、事件を検事に引渡すの権限を有す。

同一の犯罪行為に對して第二十七條の外に尙ほ別の罰則を適用し得べきときは、郵便管理局は事件を検事に引渡すを要す。

第三十三條 検事は自己の権限の樹立せられたるときは、郵便料金違反の事實關係を調査せんことを郵便管理局に囑託することを得。

#### B、行政罰手續

第三十四條 郵便管理局は事實關係を究明するを要す。

郵便管理局は事實關係の究明の爲第四十條を留保して自ら各種の調査を爲し、又は郵便局を通して調査を爲さしむることを得。調査にはすへて記録又は注意書を作成すへし。郵便管理局は地區警察官廳の助力を利用することを得。警察及び保安の勤務の官廳及び官吏は郵便

管理局の要求する調査を爲すの義務を負ふ。

第三十五條 郵便料金違反の所犯ありたる地、又は發覺したる地を管轄する郵便管理局は土地の管轄權を有す。

數個の郵便管理局が管轄權を有するときは、優先權は最初に審理を行ひたる郵便管理局に歸屬す。然れども土地の管轄を有する別の郵便管理局に於て囑託に基き審理及び裁判を擔任し、又は國郵務長官に於てかくの如き郵便管理局に審理及び裁判を委任することを得。

第三十六條 送達については職權を以てする送達に關する民事訴訟法の規定を適用す。處罰裁決及び抗告裁決の際には正本を交付すへし。

郵便官廳は書留の書狀を以てしても送達を爲すことを得。

第三十七條 警察及び保安の勤務の官廳及び官吏は自己の承知したる郵便料金違反を究明し、自己の權限内に於て事件の曖昧となるを豫防する爲に遷延を許さざるあらゆる命令を爲すを要す。

是等の官廳及び官吏は其の審問を遲滞なく郵便管理局又は郵便官署に送付す。

第三十八條 郵便局及び郵便局の官吏は其の承知したる郵便料金違反を究明し、其の權限内に於て事件の曖昧となるを豫防する爲に遷延するを許さざるあらゆる命令を爲すを要す。此の調査に關しては郵便管理局に記録を提出すへし。

第三十九條 郵便官廳及び警察及び保安の勤務の官吏にして検事の補助官たる者は、郵便料金違反の發覺後發見したる信書及び違反の客體たる其の他の物件を押收することを得。

郵便官廳は押收したる信書及び物件を、其の免れたる料金、罰金及び費用の支拂はるるまでの間、又は供託に依つて其の確保せらるるまでの間留置することを得。

第四十條 郵便管理局は刑事訴訟法上管轄權を有する官廳及び官吏に搜索を囑託することを得。其の請求ありたるときは是等の官廳及び官吏に於て表示すべき官吏を實行に立會はしむへし。領置又は押收したる物件は之を郵便管理局に引渡すへし。

遲滞するに於ては危険なるときは、搜索の命令も亦郵便管理局に歸屬す。郵便管理局及び其の受命官は處分を受くる者の承諾ありたる場合に限り書類及び商業帳簿を閲覽することを得るものとし、然らざる場合には自己に於て閲覽を必要なるものと思料する書類及び商業帳簿を處分を受くる者又は其の代理人の面前に於て職印を以て封筒中に封緘し、之を管轄區裁判所に交付するを要す。此の區裁判所判事は審理にとつて意義を有する書類及び商業帳簿を郵便管理局に通知するを要す。

第四十一條 郵便管理局は自己の許に到達ありたる申告につき郵便料金違反の故を以て干渉を加ふべきや否やを審査するを要す。其の外郵便料金違反の嫌疑につき承知したるとき亦同し。

第四十二條 被疑者に向つては之に對し陳述の機會を與へたりし場合に限り處罰裁決を發すへし。其

の必要ありたるときは訊問の爲被疑者を呼出すへし。

被疑者か出頭したるときは、之に對し如何なる有罪行爲か其の責任とせられつつあるものなりやを開示すへし。被疑者に向つて被疑者は何等か歸罪に對して答ふる所あらんと欲するや否やを問ふへし。訊問は被疑者に向つて嫌疑の原因を除去し、自己の利益に歸着する事實を主張するの機會を與ふへし。

被疑者か呼出に應じて出頭することを爲さざるときは、郵便管理局の申立に基き刑事訴訟法第三百十三條乃至第三百三十六條に従ひ、其の住所地又は居所地の區裁判所に於て之を訊問すへし。

郵便管理局は區裁判所に證人の訊問を囑託することを得。

第四十三條 被疑者か郵便料金違反を無留保にて自白したるときは、被疑者は處罰裁決を發することを抛棄して記録中に於て確定すべき罰に即時に服することを得。此の服罪は既判力ある有罪の言渡の效力を有す。

此の手續は國郵務長官に於て之を規律す。

第四十四條 審理の結果嫌疑か理由あるにあらざりしこと明かとなりたるときは、郵便管理局は手續を停止し、其の被疑者を被疑者として訊問したりし場合に於ては、之を被疑者に通知す。

嫌疑か理由ありと認めらるる場合に於て郵便管理局か自ら之を言渡すこと能はざるるとき、又は自ら

之を言渡すことを欲せるときは、審問を検事に委任す。郵便管理局は被疑者に對して公訴の提起せられんことを申立つることを得べく、適當なる場合には一定の申立を爲して、之に理由を附すべし。

第四十五條 郵便管理局自身に於て宣告を爲さんとするときは、處罰裁決を發す。

此の處罰裁決中には刑の外、有罪行爲、罰則及び證據方法を記載すべし。其の外處罰裁決は裁判理由と被疑者は此の處罰裁決に對し告知後一週間に此の裁決を發したる郵便管理局に、第四十六條<sup>a</sup>乃至第四十六條<sup>c</sup>に依り或は國郵務長官に宛てたる抗告、或は裁判所の裁判を求むる申立を爲すことを得べき旨の教示を掲ぐるを要す。

第四十六條 處罰裁決は送達に依り、又は言渡に依つて之を關係人に告知すべし。

被疑者か十八歳に達せるときは、處罰裁決は法定代理人にも告知すべし。

其の告知ありたる後は處罰裁決は法律か明示的に之を認むる場合に限り之を取消すことを得。

第四十六條<sup>a</sup> 被疑者は其の裁判所の裁判を申立てざる場合には、處罰裁決に對して抗告を提起することを得。裁判所の裁判を求むる申立は處罰裁決を發したる郵便管理局に告知後一週間に書面又は口頭を以て之を爲すべし。

裁判所の裁判を求むる申立は被疑者にとつて抗告を除外し、抗告の提起は裁判所の裁判を求むる申

立を除外す。法定代理人か抗告を提起したるに本人は裁判所の裁判を求むる申立を爲したる場合、又は其の反對の場合に於ては、裁判所の裁判を求むる申立の取下けられざる限りは、抗告は無効とす。

數人の被疑者中の一部か裁判所の裁判を求むる申立を爲したるに反し、他は抗告を提起したるときは、裁判所の手續の既判力を以て完結したる後に至つて初めて抗告に關して判斷を爲すべし。

第四十六條<sup>b</sup> 抗告は處罰裁決を發したる郵便管理局に、書面又は口頭を以て之を提起すべし。此の提起の期間は一週間とし、此の期間は除外期間にして告知の時より進行を開始す。抗告官廳への提起は期間を遵守するに充分たるものとす。此の期間を徒過したる場合にあつては國郵務長官は、刑事訴訟法第四十四條及び第四十五條に依る原狀回復を許すことを得。

第四十六條<sup>c</sup> 抗告については國郵務長官是か裁判を爲す。國郵務長官は第三十四條第二項に依り調査を爲すことを得。

抗告の裁決には理由を附し、送達又は言渡を以て之を告知すべし。第四十六條第二項を準用す。

第四十六條<sup>d</sup> 行政罰手續に於て確定したる罰金は郵便金庫に收納す。

第四十六條<sup>e</sup> 處罰裁決又は抗告裁決に於ては同時に、手續の立替金に於ける賠償の言渡を爲すべし。郵便料金違反の故を以て裁判所の有罪の言渡を受けたる被疑者は、行政罰手續に因つて生したる立

替金をも負擔するを要す。

立替金の額及び必要の有無に關しては郵便管理局に於て終局的に是か裁判を爲す。

第四十六條 f 執行力ある處罰裁決又は抗告裁決は既判力ある判決の效力を有す。

第四十六條 g 處罰裁決及び抗告裁決は第二十五條乃至第二十五條 f に従つて之を執行すへし。

第四十六條 h 罰金の納付の爲には郵便管理局に於て期間、又は割賦額に於てする納付を允許することを得。

一部納付を許し、差當り之を罰に通算す。

罰金を徴收するの試圖は其の失敗に終るべきことを確實に豫見すべきときは之を行はざることを得。

第四十六條 i 處罰裁決又は抗告裁決に依つて確定したる罰金を徴收する能はざるときは、裁判所は郵便管理局の申立に基き之に代る代科自由刑を確定するを要するものとし、國公課法第四百三十五條を準用す。

第四十六條 k 國郵務長官は行政罰手續の開始又は遂行を行はざるの權限及び行政罰手續に於て言渡したる罰を免除するの權限を有す。國郵務長官は自己に屬する權限を郵便管理局に委任することを得。

郵便管理局は犯人の罪責輕微なるときは審理の開始又は遂行を見合はす權限のを有す。刑事訴訟法第五百五十三條を適用せす。

### C、裁判所の手續

第四百六十一條 被疑者か裁判所の裁判を求むる申立を爲したるときは、國公課法第四百二十六條、

第四百二十七條第一項第一段及び第二段、第四百二十八條第一項及び第二項、第四百二十九條乃至

第四百三十二條、第四百三十四條、第四百四十一條を準用す。財務署に代ふるに郵便管理局を以てす。

第四百六十四條 左の各規定を廢止す。

(一) 電信切手制度採用に關する一八六九年五月十六日の法律。

(二) 一九二二年十一月二十三日の萬國郵便同盟條約及び郵稅無料印刷物の刑法上の保護に關する法律第三條。

(三) 一九二八年一月十四日の告示の法文に於ける送信設備に關する法律第十二條及び第十三條。

第四百六十五條 自動車を以てする交通に關する法律は左の如く之を改正す。

(一) 第二十一條に於て「百五十馬克以下の」の字句、及び「又は拘留」の字句を削る。

(二) 第二十二條に於て

(a) 第一項第一段に於て「……………の罰金」より「二箇月の……………」に至るまでの字句に代ふるに、「罰金又は六箇月以下の禁錮を以て」の字句を以てす。

(b) 第二項第一段に於て「六箇月」の語に代ふるに「一年」の語を以てし、且第二段を削る。

(三) 第二十三條及び第二十四條に於てそれぞれ

(a) 第一項に於て冒頭の句に代ふるに、「左の各號の一に該當する者は一萬馬克以下の罰金を以て罰す」の字句を以てす。

(b) 第二項に於て「故意又は過失に因り」の字句を削る。

(四) 第二十五條は左の如き法文を執る。

第二十五條 左の各號の一に該當する者は獨逸普通刑法典の規定に依り、更に重き刑に該るにあらざる限りは、罰金又は三箇月以下の禁錮を以て罰す。

(一) 車體に關する官廳の認定を困難ならしむるの意圖に於て、官廳の記號を交付せず又は之を認許することを爲ささりし自動車に官廳の命し又は認許したる記號の外觀を喚起するに適したる記號を附したる者、

(二) 前號記載する所と同一の意圖に於て官廳か此の車體につきて交付し又は認許したる記號と異

る記號を車體に附し、又は官廳の命令に従つて車體に附すべき記號を變更、除去、隱蔽し、又は其の他其の識別を妨けたる者、

(三) 公道又は公の廣場に於て、第一號又は第二號に記載したる方法を以て偽造、變造又は隱蔽したる記號を附したる自動車を行使したる者。

第六十六條 一九二四年二月五日及び一九二四年二月六日の命令の法文に於ける一九二二年八月一日の航空法は左の如く之を改正す。

(一) 第三十一條に於て「……………の罰金」より「該れる」に至るまでの字句に代ふるに、「獨逸普通刑法典第四百三條第四號に依り之を處罰す」の字句を以てす。

(二) 第二十三條を削除す。

第六十七條 一九二八年七月十七日の鐵道建設及び運轉法第八十二條は左の如く之を改正す。

(一) 第一項に於て「百五十馬克以下の罰金を以て」の字句に代ふるに、「獨逸普通刑法典第四百三條第二號に依り」の字句を以てす。

(二) 第二項に於て「……………者の刑亦同し」の字句に代ふるに、「……………者亦同し規定に従つて之を處罰す」の字句を以てす。

第六十八條 獨逸水路の改良及び航行税の徵收に關する一九一一年十二月二十四日の法律第四節は左の



如き法文を執る。

第一條 公課の徴收及び是か納付の確保を命せられたる者は、事實關係を確認し、又は公課の納付を確保する爲に必要な限りは、船舶又は其の他の輸送材料、積載貨物及び輸送材料又は積荷に関する書類を搜索し、之を留置するの權限を有す。

公課納付義務者は場合の事情上考慮することを得べき最高額の公課を納付することに依つて搜索及び留置を豫防することを得。

航行の停止及び搜索の目的の爲にする積下しを命ずるを得す。

有罪行爲の嫌疑を樹立する事實を存するときは、第二項及び第三項の規定を適用せず。

第二條 左の各號の一に該當する者は一萬馬克以下の罰金を以て罰す。

(一) 權限ある徴收吏に對し主務官廳に於て確定したる賃率及び之に附屬する施行細則に従つて納付すべき航行税の算定の爲不正確の文書、特に不正確なる船舶證書を呈示し、又は公課の算定にとつて重要な不正確なる説明を爲し、又は必要な書類若し證明書の呈示又は公課の徴收若し其の納付の確保を命せられたる者の賃率規則適用上に重要な事實に関する間に答辯することを拒みたる者。

(二) 徴收所を回避して、又は自己の義務たる申告を懈怠して水路又は航行施設を利用したる者。

(三) 他の方法に於て主務官廳の制定したる賃率及び之に附屬する施行細則に従つて納付すべき航行税の全部又は一部を遁脱し、又は遁脱せんとしたる者。

第三條 第二條の場合を除き賃率及び施行細則中に定めたる航行税の徴收及び是か納付の確保に関する規則に違反したる者は、罰金を以て罰す。

第四條 行政罰手續及び租税罰事件に於ける裁判所の手續(第三百八十五條、第三百八十六條第一項及び第二項、第三百八十七條、第三百八十七條、第三百八十九條乃至第三百九十四條、第四百一條、第四百五條、第四百六條第一項乃至第三項、第五項、第六項、第四百七條、第四百九條乃至第四百十二條、第四百十四條乃至第四百十九條、第四百二十條第一項、第四百二十二條乃至第四百三十二條、第四百三十四條、第四百三十五條、第四百三十七條乃至第四百四十二條)及び免訴及び恩赦(第三百六十二條)に関する國公課法の規定は、公法上の交通税に對し之を準用す。

國官廳に於て管理する交通税に對しては國政府、他の機關に於て管理する交通税に對しては邦政府は、其の適用あるものと宣言せられたる國公課法の規定中に於て財務署、地方財務署及び國大藏長官に配當したる權限は、何れの機關に屬すべきやに關して規定を爲す。

第五條 本節の規定はすへての公法上の交通税に對して之を準用す。

獨逸普通刑法及び行刑法の施行法の施行以前に制定したる、公法上の交通税の規定に對する違反行

爲の場合に於ける罰則及び處罰手續に關する邦法の規定は之を廢止す。

第六十九條 一九二二年十一月十四日の告示の法文に於けるウキルヘルム皇帝運河の公課に關する法律第八條乃至第十四條を削除す。

第十二章 其の他の國法の改正

第七十條 一八八二年五月六日の北海に於て領海外に於ける漁撈の警察的取締に關する國際協約の施行に關する一八八四年四月三十日の法律第二條は左の如く之を改正す。

(一) 第一項に於て「違反行爲」の前に「故意又は過失に因る」の字句を挿入す。

(二) 第二項に於て第二段に代ふるに左の規定を以てす。

犯罪行爲か過失に因る所犯に係る場合にあつても尙ほ此の規定を適用す。

第七十一條 一九〇一年五月二十九日の法律の法文に於ける商船の國旗掲揚權に關する一八九九年六月二十二日の法律は左の如く之を改正す。

(一) 第十八條に左の第二項を追加す。

本條第一項の規定は犯罪行爲か過失に因る所犯に係る場合にあつても尙ほ之を適用す。

(二) 第二十條第二項に於て第一段は左の如き法文を執る。

第一項に依り有罪の言渡を受け、此の判決の既判力の發生後六週間に其の義務を果さざる者の處罰亦同し。

(三) 第二十三條を削除す。

七十二條 電氣動力の奪取の處罰に關する一九〇〇年四月九日の法律第一條第一項に於て、「自己」の語の次に「又は他人」の字句を挿入す。

七十三條 一九二三年五月十六日の法律及び一九二三年十月二十七日の命令の法文に於ける一九〇七年五月十七日の國官吏法第七十五條第二號に於て、第二項に左の第二段を追加す。

恩給請求權を有する官吏刑事裁判所の有罪の言渡の結果として其の職を失ひたる場合に於て、特殊の事情上法定の恩給額の一部を殘留するを是認せしめらるるときは、懲戒官廳は正式の手續に於て亦同し命令を爲すことを得。

七十四條 工事債權 Bauforderung の保全に關する一九〇九年六月一日の法律第五條及び第六條は左の如き法文を執る。

第五條 工事金受領者第一條第一項に記載したる債權者の不利益に於て第一條の規定に違反したるときは、自己か支拂を停止したる場合、又は自己の財産に關して破産手續の開始ありたる場合にして且第一條第一項に記載したる債權者か支拂の停止又は破産の開始の當時に損害を被りたる場合に於て

つては、一箇月を下らざる禁錮を以て罰す。

第六條 自己に於て記帳の義務を負ふ法律の規定する工事帳簿を記帳することを懈怠し、之を隠秘し、滅却し、又は亂雜に記帳して充分なる概観、特に工事費の支辨の爲に確保したる資金の使用に関する概観を許さざる者は、其の自己の支拂を停止したる場合、又は自己の財産に關して破産手續の開始ありたる場合にして、第二條第三項第一號に記載したる自己の債權者に支拂停止又は破産開始の當時に不利益を被らしめたる場合にあつては、一年以下の禁錮又は罰金を以て罰す。

第七十五條 一九二四年二月十四日の命令第二條及び一九二四年十二月四日の告示第三十六條の法文に於ける一九二二年七月九日の少年福利法第七十六條は左の如き法文を執る。

第七十六條 保護教育の爲にする拘置を求むる裁判所の手續より未成年者を奪取したる者は、二年以下の禁錮又は罰金を以て罰す。

未成年者に對して手續を免るるの誘導を爲したる者、又は未成年の手續を免るるを幫助したる者の處罰亦前項に同じ。

未遂を有罪とす。

此の訴追は保護教育官廳の請求ありたる場合に限り之を行ふ。

第七十六條 一九二三年十二月二十四日の命令の法文に於ける一九二三年七月二十六日の住宅難救濟法

第十七條に於て、第一號及び第三號に於てそれぞれ「何人と雖」の次に、「故意又は過失に因り」の字句を挿入す。

第七十七條 財産刑及び償金に關する一九二四年二月六日の命令は左の如く之を改正す。

- (一) 表題に於て「及び償金」の語を削除す。
- (二) 第一節乃至第八節を削除す。
- (三) 第十四節に於て
  - (a) 第二項に於て第五號を削除す。
  - (b) 第四項に於て「第一節乃至第四節、第八節」の指示を削除す。

第七十八條 左の規定を廢止す〔原註〕。

- (一) 看護に於ける行動の爲の職服及び職業上の徽章の保護に關する一九一五年九月七日の法律。
- (二) 一九一七年一月十八日の經濟上の處置に關する規定に對する違反の訴追に關する命令及び國法及び邦法の規定にして此の命令を適用ありと宣言するもの、
- (三) 押收したる物件の沒收及び讓渡に關する戰時命令を補完する若干の規定に關する一九一七年三月二十二日の命令及び國法及び邦法の規定にして此の命令を適用ありと宣言するもの、
- (四) 一九二〇年五月十二日の活動寫真法第十九條第二項、

(五) 一九二三年二月二十四日の緊急法第一節第四條第二項及び第五條。

〔原註〕 其の外獨逸普通刑法典の施行と同時に國大統領の命令を以て、公の安寧及び秩序の回復に關する一九二三年九月十五日の大統領令の廢止をも招來せんことを意圖せり（獨逸普通刑法第七十條參照）。

### 第三部 經過及び結末規定

#### 第一編 刑法の經過

第七十九條 獨逸普通刑法第三條第一段〔原註〕に依り從來の法規を適用するを要し、且從來の法規に依れば、要塞禁錮に該るべきときは、要塞禁錮に代へて同一刑期の拘禁を言渡すへし。

〔原註〕 第六條の原註參照。

第八十條 刑の條件付免除に關する獨逸普通刑法及び少年裁判所法の規定は、本法施行後に有罪の言渡を受けたる犯罪行爲については、其の舊法を適用すべき場合にあつても尙ほ之を適用す。

第八十一條 公職就任資格及び選舉權及び表決權の喪失に關する獨逸普通刑法典の規定（第四十六條乃

至第四十九條）は、其の施行後に有罪の言渡を受けたる犯罪行爲に對しては、該犯罪行爲が舊法に從つて判決すべき場合にあつても、公權又は個々の資格若は權利の喪失に關して從來適用ありたる規定に代へて之を適用す。

第八十二條 獨逸普通刑法典の施行に先立ち公權又は個々の資格若は權利の喪失を言渡したるときは、此の言渡は有罪被告人か公職、位階、稱號、勳等、徽章又は公の選舉に由來する權利を喪失したるの程度に於ては、其の施行後と雖尙ほ有效とす。其の外此の言渡は獨逸普通刑法典の施行と共に、其の效力及び期間の點に於て、新法上に於ても言渡ありたる刑と併科して發生したるべき結果、又は發生することあり得へかりし結果に制限せらるるものとす。

第八十三條 獨逸普通刑法典の施行後はもはや警察監視の認許を言渡すことを得ず。

獨逸普通刑法典の施行と同時に前に言渡ありたる警察監視の認許の效力は消滅す。外國人に對し獨逸普通刑法典の施行に先立ち警察監視の認許の言渡ありたるときは、爾後にあつても上級地方警察官廳に於て之を國外に追放することを得るものとし、此の追放は警察監視の認許の併科的言渡ありたる主刑たる自由刑の服役終了、時効消滅又は免除以來六箇月内に之を行ふ場合に限り之を許す。

第八十四條 獨逸普通刑法典の施行後は有罪被告人の證人又は鑑定人として宣誓訊問を受くる資格の永

久的喪失を言渡すことを得ず。

獨逸普通刑法典の施行と同時に前に言渡ありたる此の種の資格の喪失は消滅す。

第八十五條 有罪の言渡に際し處刑登録簿中に警察監視の認許又は證人若は鑑定人として宣誓訊問を受ける資格の褫奪を記入せるときは、其の程度に於て處刑標記を抹消すへし。

第八十六條 獨逸普通刑法典の施行以後はもはや地方警察官廳への附託を言渡すことを得ず。

新法を適用し得べき場合に於ては獨逸普通刑法第三百七十條乃至第三百七十四條に依り有罪たるべき犯罪行為を、獨逸普通刑法第三條第一段〔原註〕に依り、舊法に従つて判決すべきときは、地方警察官廳への附託に代ふるに勞働所への拘置を以てすへく、犯罪行為の當時滿十八歳以上なるも未だ二十一歳に滿たざる者なる場合にあつては、其の獨逸普通刑法第五十八條の條件を具備する限りは、感化院への收容を言渡すを要するも、獨逸普通刑法典第三百七十條乃至第三百七十四條に依る有罪の言渡の場合は此の限にあらす。

〔原註〕 第六條の原註参照。

第八十七條 獨逸普通刑法典の施行に先たち地方警察官廳への附託を言渡したるときは、其の施行後にあつても附託の效力については舊法の規定を適用す。

本條第一項の場合に於て有罪被告人が勞働所、矯正院若は感化院又は養育院の收容せられたるとき、又

は收容せらるるときは、此の收容の執行については行刑法及び行刑法に従つて制定せらるる勞働所、感化施設又は養育院への收容に關する規程又は規則の規定を適用す。

第八十八條 獨逸普通刑法典の施行以前に於ける所犯に係る犯罪行為の故を以てしては、保安監置を言渡すことを得ず。

第八十九條 人數個の獨立なる犯罪行為を犯したるときは、是等の犯罪又は是等の犯罪中の若干者か本法の施行以前に於ける所犯に係り、結局舊法に従つて判決すべき場合にあつても尙ほ獨逸普通刑法第六十五條乃至第六十八條及び本法の規定に従つて單一刑を言渡すへし。

本法の施行以前に言渡ありたる數個の刑か本法の施行に際し、尙ほ未だ舊法に依つて規定せられたる併合刑に還元せられるときは、舊法に従つて併合刑を形成すへし。

第九十條 時効に關する獨逸普通刑法典及び本法の規定は舊法の下に於ける所犯に係る犯罪行為、及び舊法の下に言渡ありたる刑についても之を適用す。獨逸普通刑法典の施行の際に舊法上時効が完成したりしときは、其儘に差置くものとす。舊法の下に行はれたる中斷行為は其の效力を保有す。

## 第二編 裁判所の構成及び手續の經過

第九十一條 本法の施行に際し第一審に繫屬中なる刑事事件は、其の現在在るか儘の状態に於て本法の規定上管轄権を有する裁判所に移行す。既に開始ありたる公判は舊法の規定に従つて終結に導くへし。一の裁判に對し上訴を以て不服申立を爲すことを得へきや否や、若し上訴を以て不服を申立つることを得へしとせば如何に不服を申立つることを得へきや、及び如何なる裁判所か上訴に關して裁判を爲すやは、此の裁判か本法の施行以前に言渡されたりし場合、又は此の裁判か舊法の規定に従つて終結に導きたる公判に基きて言渡されたりし場合には、舊法に従つて定まる。檢事は此の場合にあつても裁判所構成法第七十六條第三項に依り、小刑事部の管轄に代へて大刑事部の管轄を樹立することを得。手續の再審は本法の施行以後は新規定に従つて規整す。

第九十二條 本法の施行に際し犯罪行爲の訴追に必要な告訴を爲すの権利か舊法の規定上既に消滅に歸したりしときは、其の儘に差置く。

本法の施行に際し告訴權未だ消滅するに至らざるときは、舊法に従つて犯罪行爲を判断するを要する場合にあつても、刑事訴追を請求する權利（刑事訴訟法第五十七條b乃至第五十七條i）は告訴權に代る。本法施行以前に行はれたる告訴は本法施行後にあつても刑事訴追の請求として其の效力を存置す。

第二項の場合に於て犯罪行爲の訴追か新法上被害者の同意を條件とすへきときは、本法の施行と同時に

同意の要件（刑事訴訟法第五十七條k乃至第五十七條m）は告訴權に代る。此の場合に於ては本法施行以前に行はれたる告訴は本法施行後は同意として效力を有するも、其の舊法上取下を許したりし場合にあつては、本法施行後三箇月内は之を取下くることを得。

第九十三條 本法施行と同時に同意（刑事訴訟法第五十七條k乃至第五十七條m）は、舊法に従つて犯罪行爲を判断すへき場合にあつても、尙ほ犯罪行爲の訴追の爲に必要な授權に代る。本法施行以前に行はれたる授權は本法施行後は同意として效力を有す。

第九十四條 本法の施行に際し新法上はもはや私的起訴の方法に於ては訴追するを認めざるへき犯罪行爲に基く私的起訴手續か繫屬せるときは、此の手續は私的起訴の方法に於て之を續行す。

第九十五條 人舊法の規定に従つて公示宣誓を爲すへき旨の言渡を受けたるときは、新法の施行と同時に新法の規定に依る陳述又は報告の正確完全の保證は宣誓に代る。

### 第三編 行刑の經過

第九十六條 行刑法の施行と同時に前に言渡ありて尙ほ未だ執行を開始せざるか、漸く其の一部を執行したる刑は、本法第九十七條乃至第九十九條に別段の規定を存するにあらざる限りは、行刑法の規

定に従つて執行せらるるものとし、要塞禁錮は之を拘禁として執行す。

行刑法の施行後に効力を有したる法律に基きて言渡されたる刑についても亦同し。

第九十七條 囚人行刑法の施行に先たちて言渡ありたる要塞禁錮又は拘留又は行刑法の施行後に前に効力を有したる法律に基きて言渡ありたる拘禁（第七十九條）又は拘留に服役する場合には勞役を爲すの義務を負はす。此の種の囚人は自己自身の仕事に従事することを得るも、其の請求ありたるときは之に對し勞役を配當すへし。

加重拘留（舊刑法典第三百六十二條第一項）は行刑法の施行と同時に、拘留の執行に關する行刑法の規定に従つて之を執行す。

第九十八條 獨逸普通刑法典の施行に際し既に舊法に従つて假出獄を許されたる受刑者については、舊法の規定を其の儘に差置く。

第九十九條 行刑法の施行に先たちて言渡ありたる罰金に對して、爾後に至つて代科自由刑を確定すへるときは、舊法に従つて之を行ふ。

第二百條 公職に就任し、又は公の事項に於て選舉を爲し、表決を行ふ資格は、此の資格の喪失か獨逸普通刑法典の施行に先たちて行はれたる裁判に基く場合にあつても、行刑法第二百六十三條〔原註〕に依り再び之を附與することを得。

〔原註〕 計畫中なる改正案の法文に於てす（行刑法第二百六十三條は獨逸普通刑法典草案の前の第五十條に相當せり）。

#### 第四編 結末規定

第二百一條 國政府は裁判所構成法、刑事訴訟法、少年裁判所法、處刑登錄簿に基く報告の制限及び處刑標記の抹消に關する法律、國公課法及び其の他本法に依つて改正せられたる國法、又はかくの如き法律の一部の字句を、告示の當時効力を有する法文に於て、相連續せる若は變更せられざる條文の順序及び番號序列の下に、告示の日の日附を以て、國法律公報中に新に告示するの權限を與へらるるものとす。其の際國政府は參議院の同意を得て新に告示すべき法律又は法律の一部の法文を現行の國法上の關係、及び獨逸普通刑法典、行刑法及び本法の用語例に適應せしめ、廢止せられたる規定を削除し、本法に依つて改正せられたる規定の字句に關して疑義を生したるときは、此の字句を確定することを得。

第二百二條 國法又は邦法が一八七一年五月十五日の獨逸帝國刑法典、又は一八七〇年五月三十一日の北獨聯邦刑法典施行法の規定、又は獨逸普通刑法典、行刑法又は本法に依つて補充せられ、改正せられたる爾他の規定を指示せる限りは、獨逸普通刑法典、行刑法及び本法又は第二百一條に依り新に告示した

る法律及び法律の一部の相當する規定は、是等の規定に代る。

國法又は邦法が第一項に記載したる規定の適用性を暗黙の間に豫定せる場合にあつては、之を指示と同視す。

第二項 國法又は邦法が第一項に記載したる規定の適用性を暗黙の間に豫定せる場合にあつては、之を指示と同視す。...

第四條 請求取立

獨逸刑法及び行刑法施行法草案 終



號數	年	月	司法資料表題
第一號	大正一〇、二	一	定型アル犯罪ノ調査(賭博編)
第二號	一〇、二	一	第二回國際少年保護會議議事錄
第三號	一一、一	一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護視察制度創設ニ關スル會議議事錄
第四號	一一、二	二	米國ノ家庭裁判所
第五號	一一、三	三	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察
第六號	一一、四	四	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會
第七號	一一、五	五	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集
第八號	一一、六	六	英蘭及うえーるすノ警察
第九號	一一、七	七	復權ニ關スル佛國法令
第一〇號	一一、八	八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規定佛國戰時家賃法伊國小作契約法
第一一號	一一、九	九	英國ノ判事及ますたー論

第一二號	大正一一、一〇	英佛ノ辯護士法制
第一三號	一一、一一	獨逸ノ辯護士法制
第一四號	一一、一二	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營竝ニ管理ニ關スル調査報告
第一五號	一二、一	辯護士倫理
第一六號	一二、二	獨逸國調停法草案及同理由書
第一七號	一二、三	英國監獄制度
第一八號	一二、四	獨逸國少年福利法草案同理由書及確定法文
第一九號	一二、四	獨逸國少年裁判所法草案及同理由書
第二〇號	一二、五	市加古少年裁判所ノ研究
第二一號	一二、五	勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事錄及評論
第二二號	一二、六	(附) 統一的勞働法編纂委員會起草勞働裁判法私案
第二三號	一二、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況
		戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法(附) 丁抹ノ社會政策的立法概觀

第二四號	大正一二、七	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第二五號	一二、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、勞働者及使用人委員會竝ニ勞働爭議ノ調停ニ關スル法制(附) 調停制度概觀
第二六號	一二、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附) 英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況
第二七號	一二、八	短期自由刑論
第二八號	一二、九	西班牙國假釋放ニ關スル法令集
第二九號	一二、九	獨佛英ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法制
第三〇號	一二、一〇	獨逸國勞働裁判所法草案及理由書
第三一號	一二、一〇	獨逸國少年裁判所法
第三二號	一二、一一	司法制度改良論
第三三號	一二、一一	獨逸新經濟法
第三四號	一二、一二	職業組合、仲裁及仲裁裁判竝ニ賃率契約ニ關スル立法例
第三五號	一二、一二	職業組合、仲裁及仲裁裁判竝ニ賃率契約ニ關スル立法例

第三六號	大正二三、一	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 <small>(丁抹、瑞典、諾威之部)</small>
第三七號	二三、一	英國ニ於ケル略式刑事手續及すこつとらんどニ於ケル刑事手續
第三八號	二三、二	佛國借家借地法
第三九號	二三、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 <small>(英國、加奈陀之部)</small>
第四〇號	二三、三	佛國監獄制度及同職員令
第四一號	二三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 <small>(南亞之部)</small>
第四二號	二三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 <small>(濠洲之部)</small>
第四三號	二三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 <small>(米國之部)</small>
第四四號	二三、五	英國法律生活概要及同國ノ刑事控訴制度
第四五號	二三、五	英國裁判所構成論(一、英國裁判官ノ地位附司法行政機關)
第四六號	二三、六	英國裁判所構成論(二、英國ニ於ケル起訴官廳及辯護士ノ地位)
第四七號	二三、六	瑞西國辯護士法

第四八號	大正二三、七	露西亞事情
第四九號	二三、七	米國ノ刑罰制度
第五〇號	二三、八	獨逸國民事訴訟改正律令
第五一號	二三、八	英國裁判所構成論(三、下級裁判所ノ部 其一、治安裁判所)
第五二號	二三、九	英國裁判所構成論(四、下級裁判所ノ部 其二、州裁判所及檢屍官裁判所ノ組織)
第五三號	二三、九	英國裁判所構成論(五、中央審トシテノ英國高等法院ノ組織及權限)
第五四號	二三、一〇	佛國商事裁判制度
第五五號	二三、一〇	獨逸國ニ於ケル裁判所ノ組織及ヒ刑事手續ニ關スル法令
第五六號	二三、一一	英國裁判所構成論(六、地方審トシテノ英國高等法院及其他ノ上級裁判所ノ組織)
第五七號	二三、一一	獨逸國勞務契約法草案及評論(附)佛國勞働法正文

第五八號	大正二三、一二	米國少年裁判法
第五九號	" 一三、一二	英國裁判所構成論(七、英國ニ於ケル非訟事件裁判所、特種裁判所及仲裁裁判所ノ組織(附)裁判所相互ノ關係)
第六〇號	" 一四、一	不定期刑ノ言渡制度
第六一號	" 一四、一	改善不能性犯人ノ處遇
第六二號	" 一四、二	英蘭刑事訴訟法概觀及巡回裁判所ニ於ケル訴訟記錄
第六三號	" 一四、二	北米合衆國裁判制度(一、聯邦司法省ノ組織、職制及裁判制度)
第六四號	" 一四、三	獨逸國後見制度(前編)
第六五號	" 一四、三	獨逸國後見制度(後編)
第六六號	" 一四、四	刑ノ執行猶豫制度
第六七號	" 一四、四	假釋放
第六八號	" 一四、五	國際刑事學協會獨逸支部ニ於ケル行刑上ノ累進制度、宣

第六九號	大正一四、五	誓セサル證人ノ處罰及ヒ不定期刑制度ニ關スル會議議事錄
第七〇號	" 一四、六	諸國刑法草案
第七一號	" 一四、六	英國司法警察論
第七二號	" 一四、七	英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑法上ノ處遇
第七三號	" 一四、七	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第一編)
第七四號	" 一四、八	英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關スル省取調委員會報告書(附)金山檢事野判事視察報告書
第七五號	" 一四、八	漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所
第七六號	" 一四、九	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第二編)
第七七號	" 一四、九	獨逸國陪審裁判所記錄(附)秋山檢事鈴木判事規察報告書
第七八號	" 一四、一〇	刑罰ニ關スル制度(其一)
		佛蘭西の政治組織(現代佛蘭西の政治、行政及司法制度の概觀)

第七九號	大正一四、一一	一九二五年獨逸刑法草案竝ニ理由書(總則編)
第八〇號	" 一四、一二	刑罰に關する制度(其二)
第八一號	" 一五、一	北米合衆國の刑事裁判(其一)
第八二號	" 一五、二	北米合衆國裁判制度(二、カリホルニヤ州ノ裁判制度)
第八三號	" 一五、三	北米合衆國の刑事裁判(其二)
第八四號	" 一五、四	一九二五年獨逸刑法草案竝ニ理由書(各論篇)
第八五號	" 一五、五	陪審制度視察報告書集(附) ガルソン教授述陪審制度論
第八六號	" 一五、五	刑罰に關する制度(其三)
第八七號	" 一五、六	正義と貧民(其一)
第八八號	" 一五、七	正義と貧民(其二)
第八九號	" 一五、七	刑罰に關する制度(其四)
第九〇號	" 一五、八	刑罰に關する制度(其五)
第九一號	" 一五、八	英國に於ける警察裁判所
第九二號	" 一五、九	同法行政上より見たる普國區裁判所實務(第三篇)

第九三號	大正一五、九	刑罰に關する制度(其六)
第九四號	" 一五、一〇	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其一)
九五號	" 一五、一〇	諸外國に於ける辯護士制度概観
九六號	" 一五、一一	歐洲諸國に於ける上訴制度
九七號	" 一五、一一	佛國裁判制度(其一)
九八號	" 一五、一二	佛國裁判制度(地方裁判所、控訴院、大審院の組織及權限)
九九號	" 一五、一二	國際行刑會議報告書集(一)
第一〇〇號	昭和 二、一	國際行刑會議報告書集(二)
第一〇一號	" 二、一	公の秩序に對する犯罪に關する比較法論(其一)
第一〇二號	" 二、二	公の秩序に對する犯罪に關する比較法論(其二)
第一〇三號	" 二、二	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其二)

第一〇四號	昭和 二、三	司法に關する法制
第一〇五號	" 二、三	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務 (第四篇)
第一〇六號	" 二、四	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務 (第五篇)
第一〇七號	" 二、四	保安處分
第一〇八號	" 二、五	陪審裁判所に於ける發問 (總則篇)
第一〇九號	" 二、五	陪審裁判所に於ける發問 (各論篇)
第一一〇號	" 二、六	ケート・ウエブスター事件の陪審公判 (英國著名裁判 其一)
第一一一號	" 二、六	單獨判官と司法官制
第一一二號	" 二、七	國際行刑會議報告書集 (三)
第一一三號	" 二、七	國際行刑會議報告書集 (四)
第一一四號	" 二、八	佛國刑事裁判所の組織及び司法警察
第一一五號	" 二、八	チエツコ・スロウアキア共和國の刑法典草案及同理由書 (總則篇)

第一一六號	昭和 二、九	米國の勞働法制 (上)
第一一七號	" 二、九	米國の勞働法制 (下)
第一一八號	" 二、一〇	刑法草案集 (端西一九一八年案、埃一九二二年案、伊一九二一年案)
第一一九號	" 二、一〇	チエツコ・スロウアキア共和國の刑法典草案及同理由書 (各論篇)
第一二〇號	" 二、一一	佛國陪審に於ける發問の方式とその判例
第一二一號	" 二、一一	賭博に關する調査
第一二二號	" 二、一二	佛國の檢察制度
第一二三號	" 二、一二	フレデリック・バイウオーターズ及エデイス・トムソン 事件の陪審公判
第一二四號	" 三、一	一九二七年獨逸刑法草案竝に理由書 (總則篇)
第一二五號	" 三、二	大逆罪に關する比較法制資料
第一二六號	" 三、三	一九二七年獨逸刑法草案竝に理由書 (各論篇)

第一二七號	昭和	三、四	刑法改正に關する比較法制資料(前篇)
第一二八號	"	三、五	刑法改正に關する比較法制資料(後篇)
第一二九號	"	三、六	佛國裁判所の構成に關する法令
第一三〇號	"	三、七	米國裁判所の組織及び訴訟手續
第一三一號	"	三、九	ソヴェエツト露西亞の法制(前篇)
第一三二號	"	三、一〇	ソヴェエツト露西亞の法制(後篇)
第一三三號	"	三、一一	限定責任能力者社會上危險なる精神病者及犯罪的常習 飲酒者に對する處遇
第一三四號	"	三、一二	一九二七年伊太利刑法豫備草案
第一三五號	"	三、一二	治安判事論
第一三六號	"	四、一	各國政府の報告に據る私生子の地位に關する研究
第一三七號	"	四、二	刑の量定(前篇)
第一三八號	"	四、三	刑の量定(後篇)
第一三九號	"	四、四	佛に於ける家族制の變遷

第一四〇號	昭和	四、五	陪審裁判手續に關する問(前篇)
第一四一號	"	四、六	陪審裁判手續に關する問(後篇)
第一四二號	"	四、七	德川禁令考後聚(第一帙)
第一四三號	"	四、八	獨逸司法制度(前篇)
第一四四號	"	四、九	獨逸司法制度(後篇)
第一四五號	"	四、一〇	ソヴェエツト露西亞民法(前篇)
第一四六號	"	四、一一	ソヴェエツト露西亞民法(後篇)
第一四七號	"	四、一二	アメリカ合衆國に於ける少年裁判所
第一四八號	"	五、一	ソヴェエツト露西亞刑法
第一四九號	"	五、二	ソヴェエツト露西亞刑事訴訟法 裁判所構成法 行刑法
第一五〇號	"	五、三	英、米、獨、佛の手形法及小切手法
第一五一號	"	五、四	德川禁令考後聚(第二帙)
第一五二號	"	五、五	佛國民商事裁判管轄

エト5R48

	第一五三號
	第一五四號
	昭和五、六
	五、七
	佛蘭西に於ける検事の職務 獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案

一四

33. 7. 4







